



東南・南西アジアのイスラーム市場における水産物及び水産加工品の輸出可能性調査業務 調査報告書

2017年3月27日

要約

加工用の輸出促進は継続しつつ、和食の浸透が進むマレーシア、インドネシア、タイにおける刺身や寿司ネタ等向けの高級品目も有望市場に成長すると推察される

対象5か国における主な需給関連指標の比較

国	需給(百万トン)	消費者(千人)	日本からの水産物等の輸入状況 ※	日本以外も含めた輸入状況
マレーシア	生産:1.7 輸入:0.5 輸出:0.3 消費:1.6	人口:30,331 ムスリム人口:17,139 年収20,001-USD人口:1,834 在留邦人:22.8	加工用の冷凍の低単価品目が中心も、外食向けの高単価品目も好調に増加 ・ 品目:冷凍のサバやイワシ等、ホタテや魚卵等 ・ 金額:約20億円	その他冷凍、加工済み(ミンチ等)、イカ等
インドネシア	生産:9.9 輸入:0.2 輸出:1.3 消費:8.0	人口:257,564 ムスリム人口:204,847 年収20,001-USD人口:3,063 在留邦人:18.5	加工用の冷凍の低単価品目がほとんど ・ 品目:冷凍のサバ、カツオ、サケ、マグロフィレ等 ・ 金額:約15億円	冷凍のサバやイワシ等の加工用、カニ等
パキスタン	生産:0.6 輸入:0.1未満 輸出:0.2 消費:0.4	人口:188,925 ムスリム人口:178,097 年収20,001-USD人口:988 在留邦人:1.0	実績なし	カレイ類、加工済み(ミンチ等)程度
インド	生産:9.2 輸入:0.1未満 輸出:1.0 消費:7.6	人口:1,311,05 ムスリム人口:177,286 年収20,001-USD人口:8,469 在留邦人:0.9	外食向けの高単価品目がほとんど ・ 品目:カニ、マグロ、メロ、エクス及びジュース等 ・ 金額:0.6億円	その他冷凍、加工済み(ミンチ等)等
タイ	生産:3.0 輸入:1.7 輸出:2.5 消費:1.7	人口:67,959 ムスリム人口:3,952 年収20,001-USD人口:1,096 在留邦人:67.4	加工用の冷凍の低単価品目が中心も、外食向けの高単価品目も微増傾向 ・ 品目:冷凍のカツオ、サバ、ビンナガマグロ等 ・ 金額:162億円	冷凍のカツオ、その他の魚、マグロ、イカ等

※: 日本からの輸入額は、2012年～2016年の5か年累計により日本からの主要な輸出品目30品目を選定し、当該品目の対象国への2012年～2016年の5か年の輸出額の平均額を算定

水産物等の場合、ハラール認証は必須ではないため、ターゲットとなる消費者の特性や費用対効果等を見据え、認証取得の要否や認証機関を検討する必要がある

対象5か国における水産物等に対するハラールの考え方等

国	水産物等に対する基本的な考え方	法規制上の認証の必要性	ハラール対応の方向性
マレーシア	- 水産物はハラール(水陸生存可能なものを除く) - 水産加工品の場合はハラール認証があった方が望ましい	任意	- 鮮魚や冷凍魚はハラール認証不要(ただし、一部の消費者は冷凍施設内の管理方法の適切性の担保として認証を好む可能性も) - 缶詰、加工品、冷凍食品は、マレー人に対してはハラール認証が有効。JAKIMから直接認証を取得することも可能だが、コストや言語面等のハードルは高くなる。一方、日本のハラール認証機関のハラールロゴでは認知度や信頼性が十分でない可能性もあるため、「JAKIM公認のハラール認証機関によるハラール認証」であることを併せてPRすべき - 養殖魚の場合は、メーカー等から餌や薬等についての証明が求められる可能性がある(養殖施設や餌メーカー等のハラール認証までは不要)
インドネシア	- 水産物はハラール(対象魚種の例外等の詳細はHalal Assurance System規格の精査等が必要) - 水産加工品の場合はハラール認証があった方が望ましい	任意(ハラール製品保証法の動向留意)	- 小売店の場合、自国のハラール認証機関であるMUI以外のハラールロゴはシール添付等で表示を隠さなければならない(ただし、徹底はされていない) - 詳細不明も、その他についてもマレーシアと同様の状況と推察される
パキスタン	詳細不明(具体的な公開情報は見当たらなかった)	同左	同左
インド	詳細不明(具体的な公開情報は見当たらなかった)	同左	同左
タイ	- 水産物はすべてハラール - 水産加工品の場合はハラール認証があった方が望ましい	任意	- 少数のムスリムをターゲットにしないのであれば、ハラール認証はすべての水産物等で不要 - 加工用の原材料として養殖魚を輸出する場合は、メーカー等から餌や薬等についての証明が求められる(養殖施設や餌メーカー等のハラール認証までは不要)

基礎調査

【基本情報】

対象5か国の基本情報は概ね次のとおりである

対象5か国の基本情報

国名	マレーシア	インドネシア	パキスタン	インド	タイ
人口	30,331千人(2015)	257,564千人(2015)	188,925千人(2015)	1,311,051千人(2015)	67,959千人(2015)
首都	クアラルンプール	ジャカルタ	イスラマバード	ニューデリー	バンコク
面積	33万km ²	189万km ²	79.6万km ²	328万7,469km ²	51万4,000km ²
民族	マレー系(約67%)、中国系(約25%)、インド系(約7%)	大半がマレー系(ジャワ、スンダ等約300種族)	パンジャブ人、シンド人、パシュトゥーン人、バローチ人	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等	大多数がタイ族。その他華人、マレー族等
宗教	イスラーム教61%、仏教20%、等	イスラーム教 88.1%、キリスト教 9.3%、等	イスラーム教(国教)	ヒンドゥー教79.8%、イスラーム教14.2%、等	仏教94%、イスラーム教5%
産業	製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油)、鉱業(錫、原油、LNG)	輸送機器(二輪車など)、飲食品、パーム油、ゴム、米、ココア等	農業、繊維産業等	農業、工業、鉱業、IT産業	農業のGDP12%、製造業GDPの約34%(輸出額の90%弱を占める)
輸出品目	電気製品、パーム油、化学製品、原油・石油製品、LNG等	動物・植物油、石油・ガス、電子機器・録音機・TV等	繊維製品、農産品、食料品	石油製品、宝石類、機械機器、化学関連製品、繊維等	コンピューター、自動車、機械器具、農作物、食料加工品等
輸入品目	電気製品、製造機器、化学製品、輸送機器等	石油・ガス、原子炉、ボイラー等	石油製品、原油、機械類、農業・化学品等	原油・石油製品、金、機械製品等	機械器具、原油、電子部品等
一人当たりGDP	10,548ドル(2013)	3,605ドル(2016)	1,560ドル(2015/16)	1,581ドル(2015)	5,878ドル(2015)
通貨	リングgit	ルピア	パキスタン・ルピー	ルピー	バーツ
在留邦人	22,774人(2015.10.1)	18,463人(2015.10.1)	968人(2015)	8,655人(2015.10)	67,424人(2015.10.1)

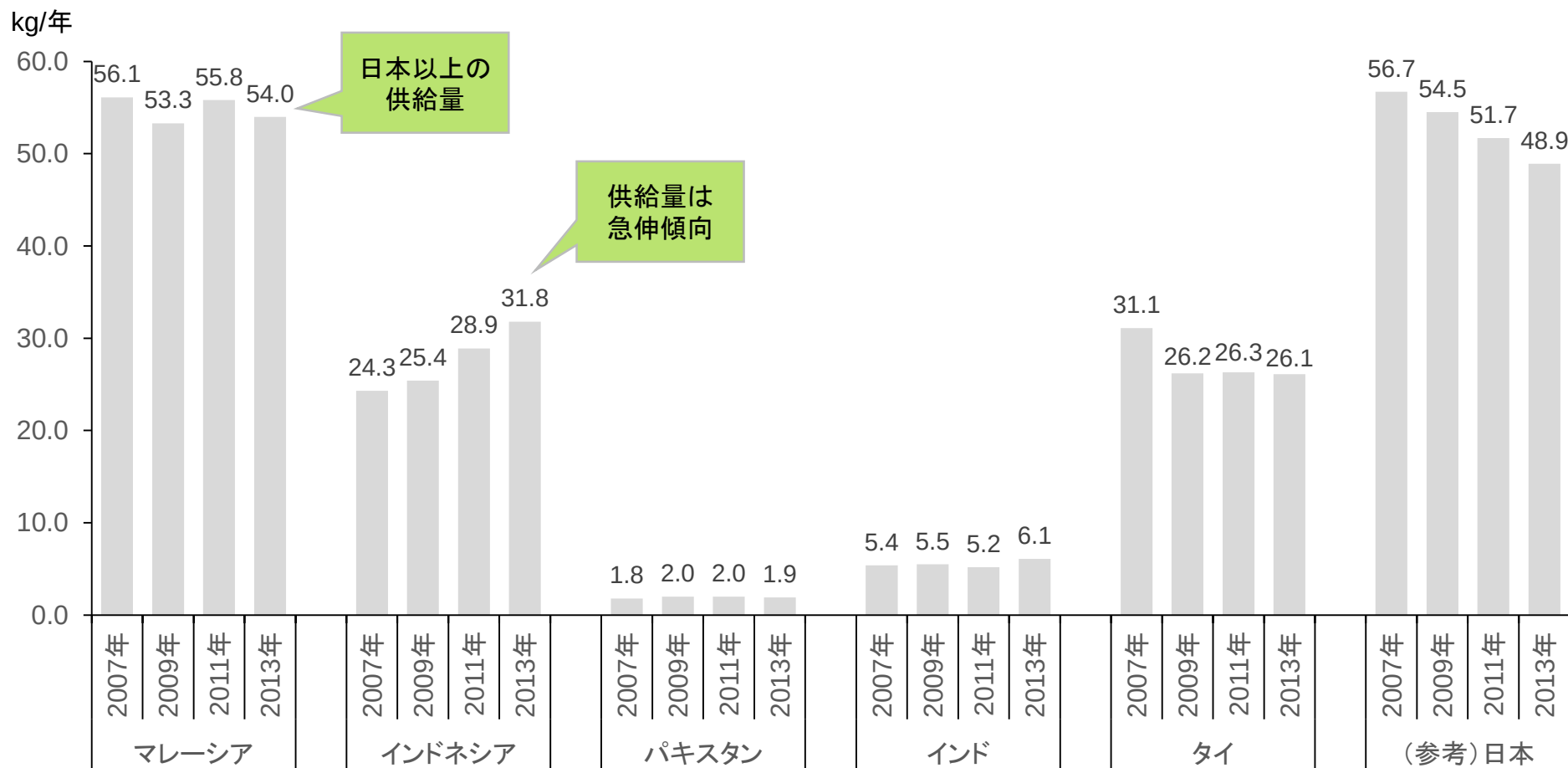
出所：外務省ホームページ

【一人当たりの水産物等の供給量】

日本以上に水産物等が食されるマレーシアの他、インドネシアの消費も急伸している

マレーシアは一人当たりの水産物等の供給量が年間55kg前後で推移しており、日本以上に各人が水産物等を多く消費すると推察される。インドネシアの一人当たりの水産物等の供給量も急伸しており、タイを上回る水準となっている。

対象5か国における一人当たりの水産物等の供給量(2013年)



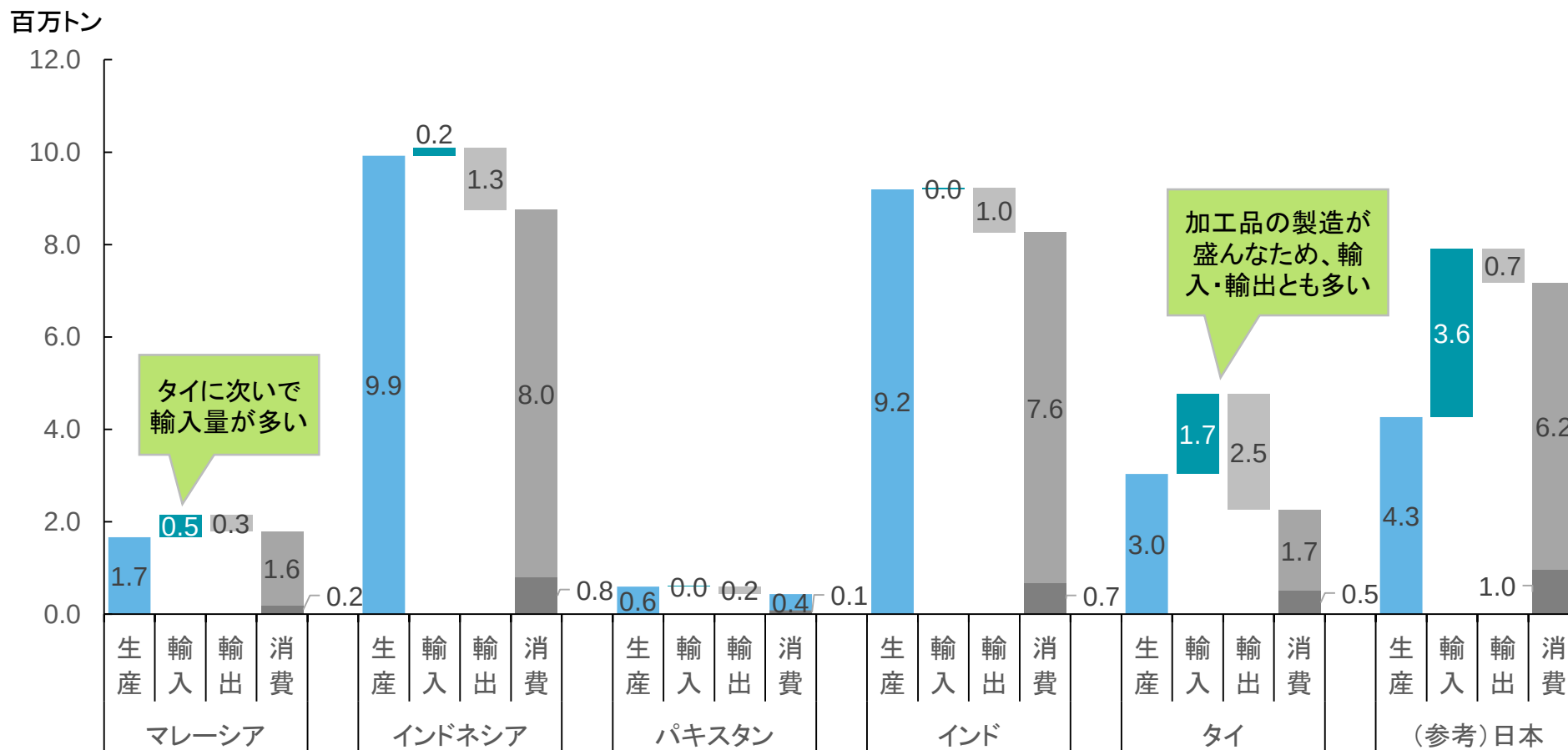
出所: FAO Fishery and Aquaculture Statistics

【水産物等の需給概況】

タイは加工品の製造が盛んで輸入・輸出とも多く、他の国は自給自足の傾向が強い

タイは水産加工物の製造が盛んであるため、輸入量・輸出量ともに多い。マレーシアは人口が少ない割に、タイに次いで輸入量が多い。その他の調査対象国は、輸出量が輸入量を若干上回るが、基本的に自給自足型と推察される。

対象5か国の水産物等の需給概況(2013年)



出所: FAO Fishery and Aquaculture Statistics 2014 (「消費」の下段は「他の用途等」を示す)

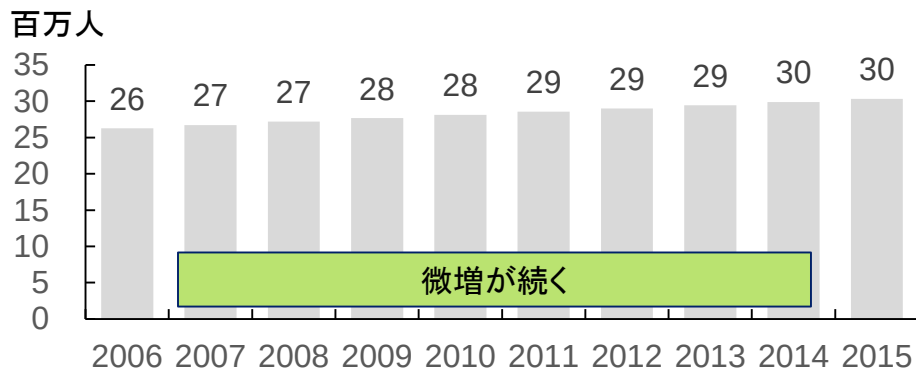


【マレーシアにおける人口動態等】

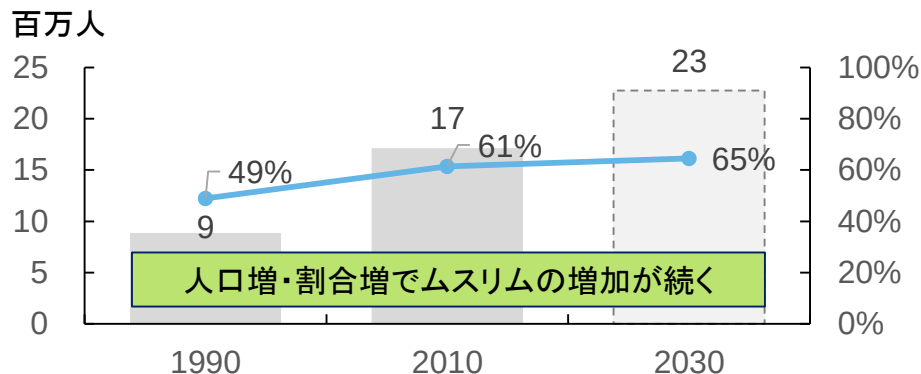
ムスリム増と所得水準の向上で、日本の水産物等の購買層も拡大すると考えられる

人口増及びムスリムの割合は微増傾向にあり、ムスリム人口は増加を続けている。USD20,001以上の人口は、現状は183万人程度ながら、2021年には2.6倍の470万人程度にまで急増すると推計されている。

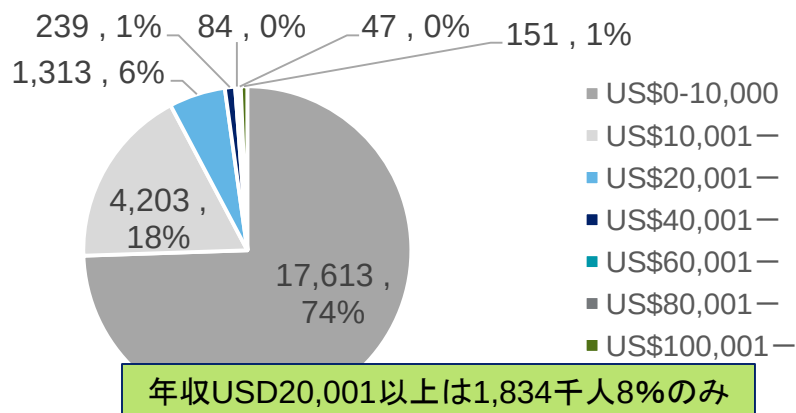
人口推移



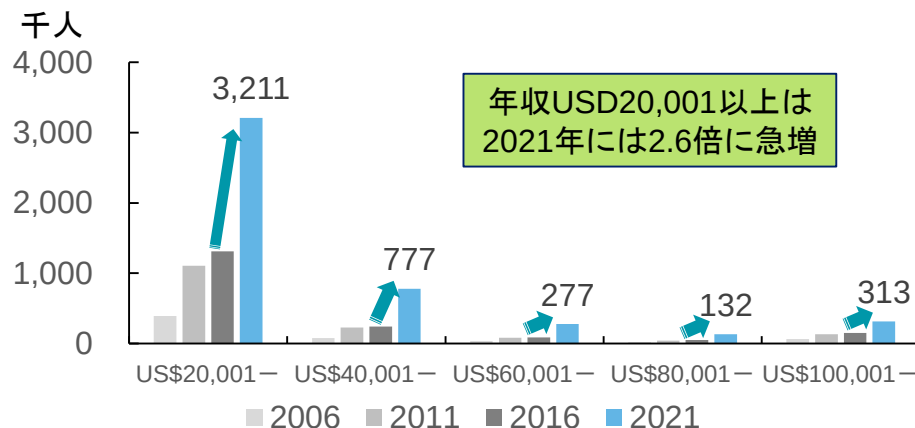
ムスリム人口・割合の推移



所得層別人口構成比(2016年)



所得層別人口推移(年収USD20,001以上)



出所: 人口推移はUNDA、ムスリム人口・割合はPew Research Center、所得層別人口はEuromonitor「Population with Income Band」

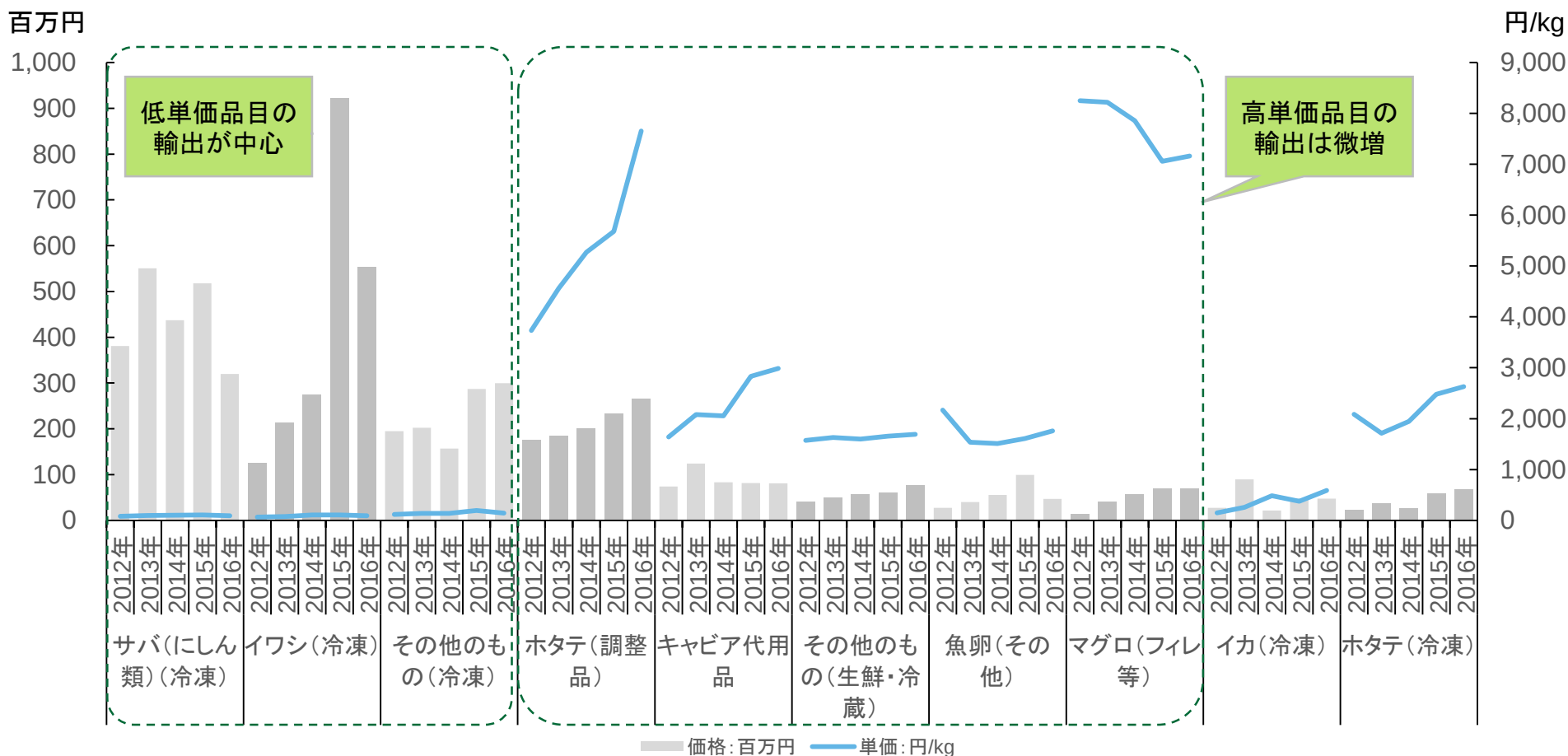


【日本からマレーシアへの輸出状況】

冷凍のサバ等の低単価品目の輸出が多く、加工品向けの需要が中心と推察される

冷凍のサバやイワシ等の低単価品目の輸出が中心であり、主に加工品の原材料として輸出されているものと推察される。ホタテ、キャビア代用品等の高単価品目は微増傾向で、日本食レストランを中心とした外食向けの需要と推察される。

日本からの輸出額及びkg当たり単価の推移(輸出額累計Top10の品目)

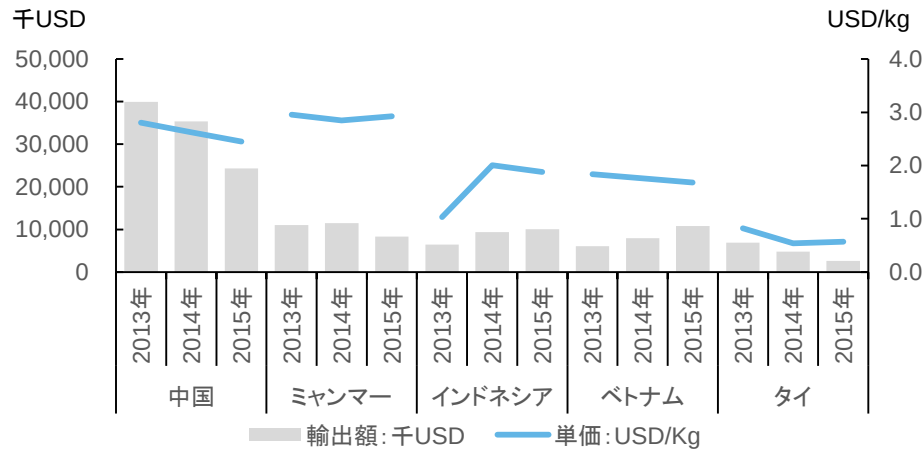


【日本の主要な輸出品目×マレーシアの主要な輸入品目】

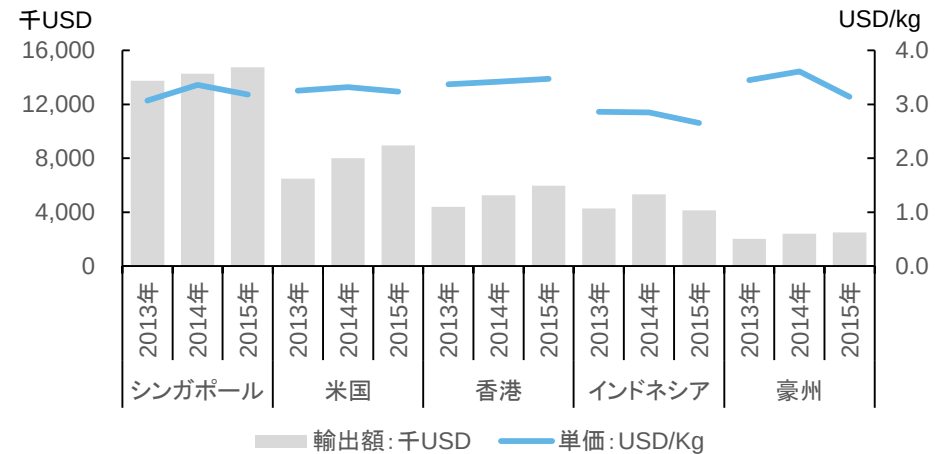


マレーシアで需要の多い輸入品目に対して、日本からの水産物等の輸出は少ない

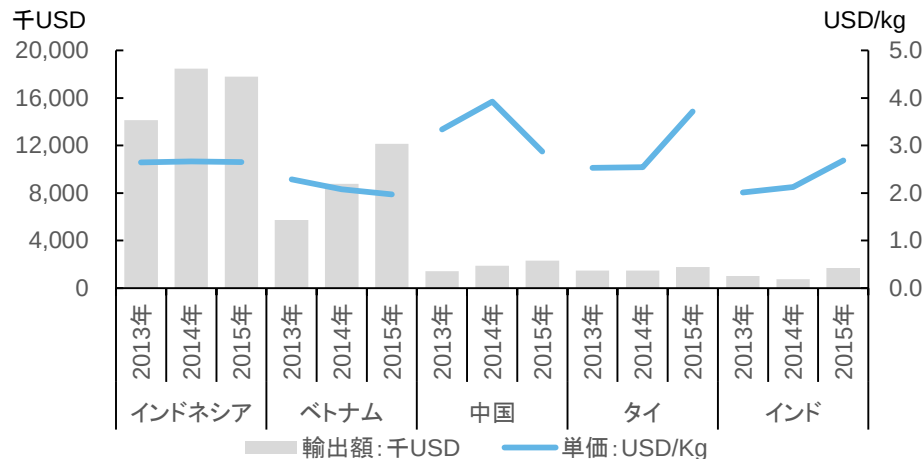
Fish Other, Frozen



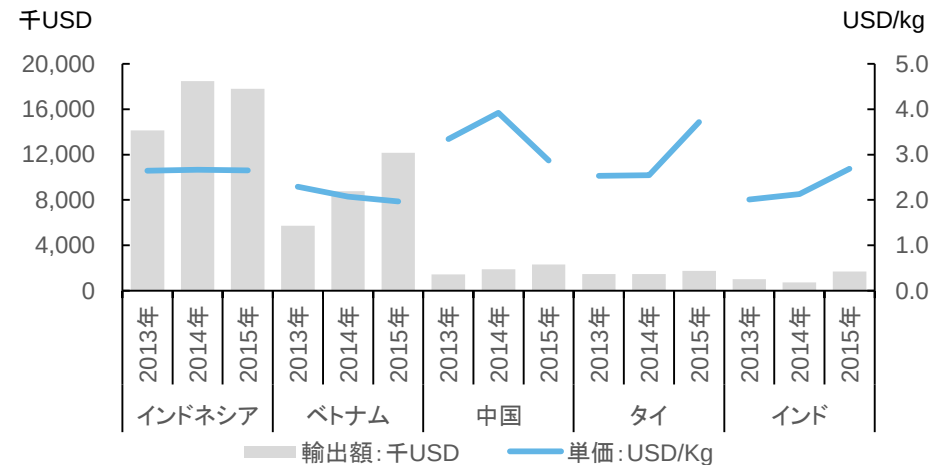
Fish Prepared



Fish Meat/Mince



Cuttle Fish, Frozen



出所: USDA FAS、貿易統計

【マレーシアへの水産物等の輸出に係る法規制】 1/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(マレーシア)

輸入規制	<u>水産物</u> 2013年3月に発効した「2012年関税(輸入禁止)令」において「特定の方式でのみ輸入可能な品目」として指定されており、輸入に際しては品目(HSコード)ごとに各機関からの許可が必要となっている - 魚介類および水産加工品を輸入する者はライセンスが必要である。所在地に応じて取得するライセンスが異なっており、取得先はマレーシア水産開発局(LKIM)である
輸入手続き	<u>共通</u> - マレーシアに水産物を輸入する際には、輸入業者は FoSIM (オンラインの輸入食品監視システム) にアクセスし、必要な登録を行い、輸入手続きを行う。さらに、マレーシア検疫検査サービス局(MAQIS)への登録が制度上必要である - 運用上、ePermit というオンラインの仕組みを利用して実施する <u>水産物</u> - 水産物の輸入では、LKIMなどからの輸入許可証、特に生きた魚の輸入に際しては、これに加え、水産総局の許可と輸出国からの衛生証明書が必要となる - 輸入者は、水産品検疫の対象となる水産品(ピラニア以外のすべての水産物)をマレーシアへ輸入する際には、少なくとも貨物が到着する 1 カ月前に必要な書類の提出などを行う必要があり、具体的には、(1)輸入者登録、(2)申請書、産地証明書、到着船や到着便に関わる情報、衛生証明書などを提出して、輸入許可証を取得する必要がある
検疫関係対応	<u>水産物</u> 衛生証明書の添付が求められている
諸税の状況	<u>付加価値税</u> マレーシアでは、2015 年 4 月から物品・サービス税(GST)が導入されている。通常は6%であるが、水産物の税率は 0%となっている(米、パン、果物などの食料品の一部が対象)

【マレーシアへの水産物等の輸出に係る法規制】 2/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(マレーシア)

残留農薬規制	<u>水産物</u> - 水産物は、残留農薬について定めた「1985年食品規則」にて基準値が設定されていないものの、コーデックスが定める基準値に従うことになっている。コーデックスに特に定めのない農薬については全て0.01mg/kgの最大許容残留値が適用される <u>水産加工品</u> - 残留農薬について定めた「1985年食品規則」に基準値に従う必要がある
重金属及び汚染物質規制	<u>水産物</u> - 水産物については、残留農薬について定めた「1985年食品規則」に基準値が設定されている。例えば、食用の魚でヒ素、鉛、水銀、カドミウムいずれも1mg/kgが最大残留基準値である - 病原微生物が含まれたすべての食品の輸入が禁止されている。細菌、微生物については最大残留基準値が定められている
食品添加物規制	<u>共通</u> マレーシアで消費されるすべての食品添加物は、「1985 年食品規則」(PART V)に定められており、その基準に従うことが必要である
食品包装規制	<u>共通</u> 「1985 年食品規則」(PART VI)にて食品容器について定められており、準拠することが必要である

出所: World Tariff、*Agreement Between Japan and Malaysia for an Economic Partnership、※該当するコードがない場合、同6桁のコードを記載(右欄に注釈)

【マレーシアにおける主な水産物等の関税の状況 2/2 (2017年3月3日時点)】

関税が掛からない品目がほとんどである

Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030729	'030729900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）― スキャロップ（ペクテン属、クラミウス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）― その他のもの―― その他のもの	free ※	99,516	48,849	0307.29台/free
'160563	'160563000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）― その他の水棲無脊椎動物―― くらげ	free ※	83,829	106,317	1605.63.100/free、1605.63.900/free
'030344	'030344000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）― まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラムス）（肝臓、卵及びしらを除く。）―― めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	free	63,139	401,628	
'030719	'030719900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）― かき―― その他のもの―― その他のもの	free ※	57,055	51,343	0307.19台/free
'030489	'030489200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）― その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）―― その他のもの―― ぶり（セリオウラ属のもの）	free	41,808	21,649	
	'030489900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）― その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）―― その他のもの―― その他のもの	free	8,835	9,512	
'030343	'030343000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）― まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラムス）（肝臓、卵及びしらを除く。）―― かつお	free	46,628	331,175	
'160554	'160554000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）― 軟体動物―― いか	free ※	39,089	33,378	1605.54.110/free、1605.54.190/free 1605.54.900/free
'030355	'030355000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）― にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュセントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらを除く。）―― あじ（トラクルス属のもの）	free	38,459	314,099	
'160414	'160414111'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお―― 気密容器入りのもの――― まぐろ――― 油漬けのもの	free ※	461	308	160414台/free
	'160414119'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお―― 気密容器入りのもの――― まぐろ――― その他のもの	free	207	36	
	'160414120'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお―― 気密容器入りのもの――― はがつお及びかつお	free	12,536	7,197	
	'160414900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお―― その他のもの	free	21,140	12,996	
'160300	'160300000'	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	free ※	29,929	92,366	1603.00台/free*
'160419	'160419100'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― その他のもの――― さんま	free ※	1,483	894	160419台/free
	'160419900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物― 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）―― その他のもの――― その他のもの	free	24,514	9,437	
'160557	'160557000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）― 軟体動物―― あわび	free ※	24,421	293	1605.57.100/free 1605.57.900/free
'030614	'030614900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）― 冷凍したもの―― かに―― その他のもの	free	24,160	9,737	
'030499	'030499000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）― その他のもの（冷凍したものに限る。）―― その他のもの	free	21,582	55,541	
'030367	'030367000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）― さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）―― すけそうだら（トラグラ・カルコグラム）	free	18,154	173,010	
'030749	'030749100'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）― いか（セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの）―― その他のもの―― 冷凍したもの	free ※	17,603	39,010	0307.49台/free
'030341	'030341000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）― まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラムス）（肝臓、卵及びしらを除く。）―― びんながまぐろ（トゥヌス・アラランガ）	free	14,854	86,770	

注記: 関税率は、日本から輸出されている主たる水産物等の30品目(2012年～2016年の5か年の輸出額累計上位)に関連するものを抽出している。

出所: World Tariff、*Agreement Between Japan and Malaysia for an Economic Partnership、※該当するコードがない場合、同6桁のコードを記載(右欄に注釈)

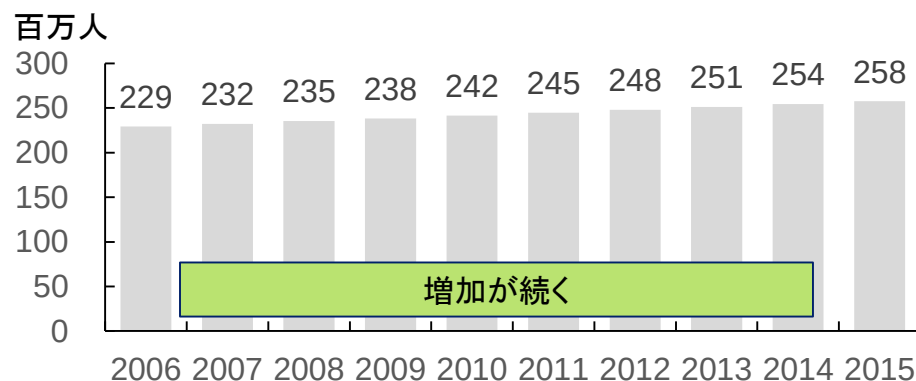
【インドネシアにおける人口動態等】



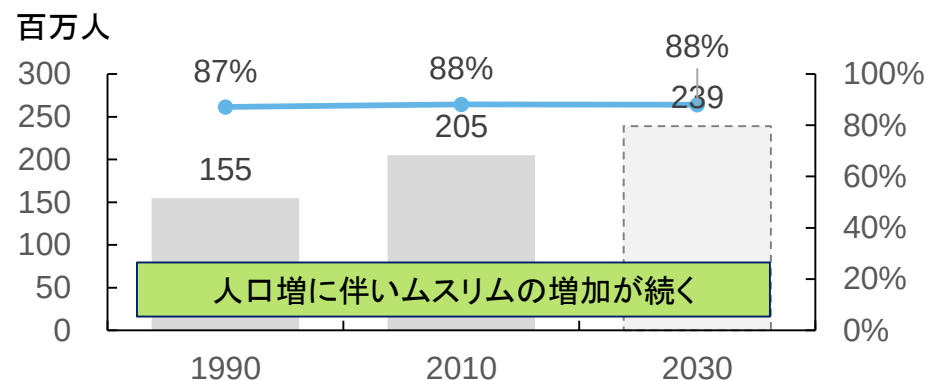
ムスリム増と所得水準の向上で、日本の水産物等の購買層も拡大すると考えられる

ムスリムの割合は変わらないが、人口は毎年300万人程度ずつ増加しており、ムスリム人口も増加が続く。USD20,001以上の人口は、現状は300万人程度ながら、2021年には2.1倍の645万人程度にまで急増すると推計されている。

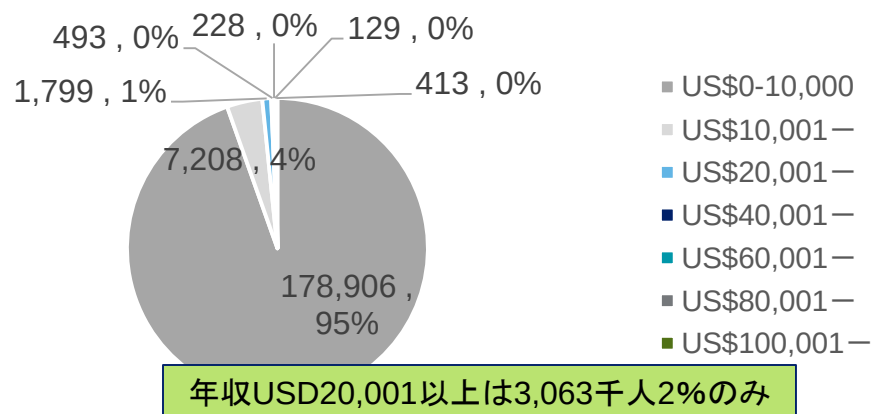
人口推移



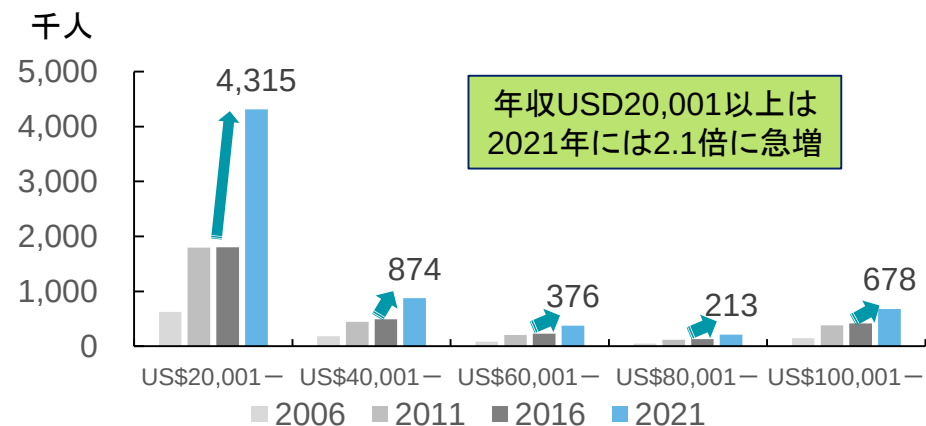
ムスリム人口・割合の推移



所得層別人口構成比(2016年)



所得層別人口推移(年収USD20,001以上)



出所: 人口推移はUNDA、ムスリム人口・割合はPew Research Center、所得増別人口はEuromonitor「Population with Income Band」

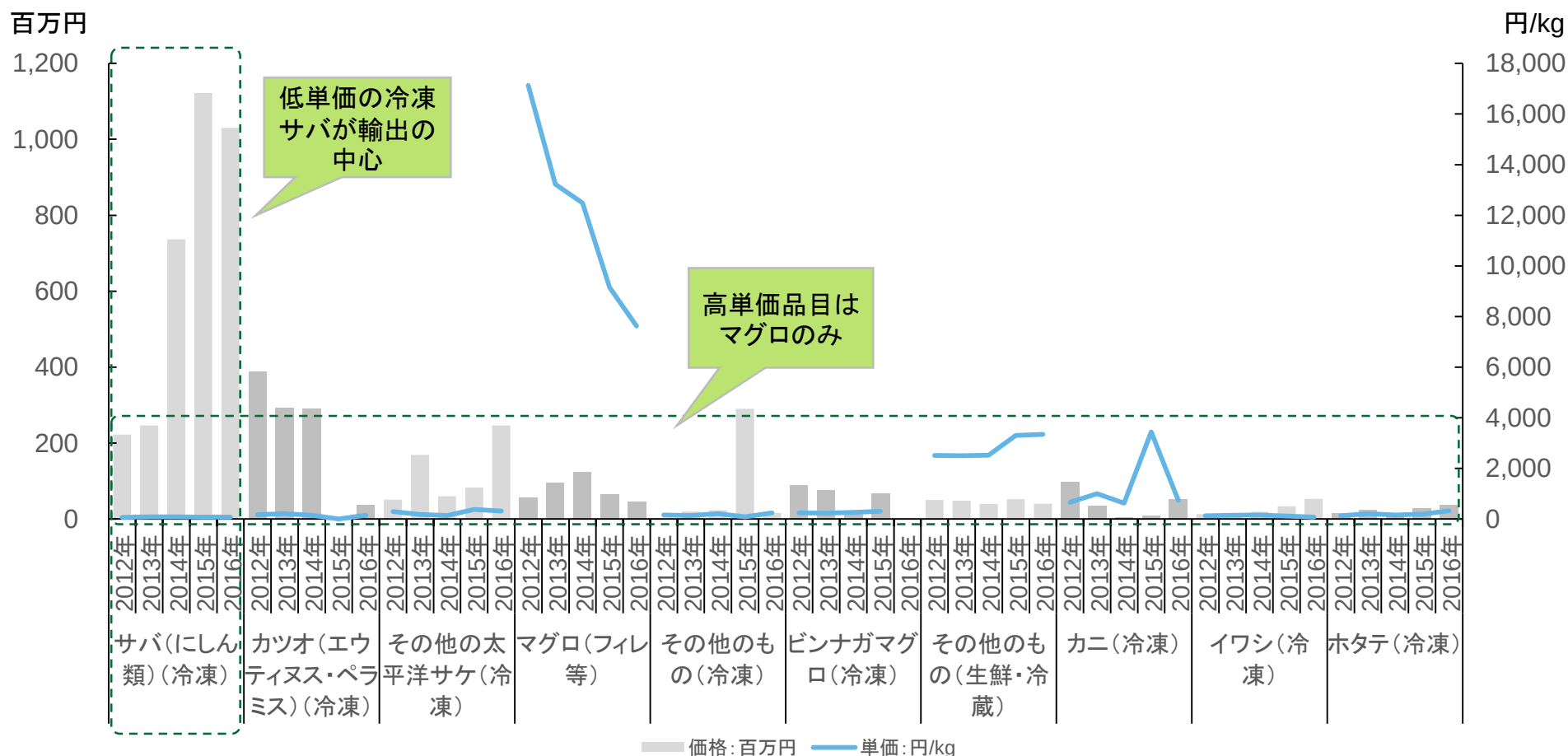
【日本からインドネシアへの輸出状況】



冷凍のサバ等の低単価品目の輸出が中心で、加工品向けの需要と推察される

冷凍のサバやカツオ等の低単価品目の輸出がほとんどで、主に加工品の原材料として輸出されているものと推察される。マグロ、その他の生鮮・冷蔵、冷凍カニ等が比較的高単価であるが、需要は少ない。

日本からの輸出額及びkg当たり単価の推移(輸出額累計Top10の品目)

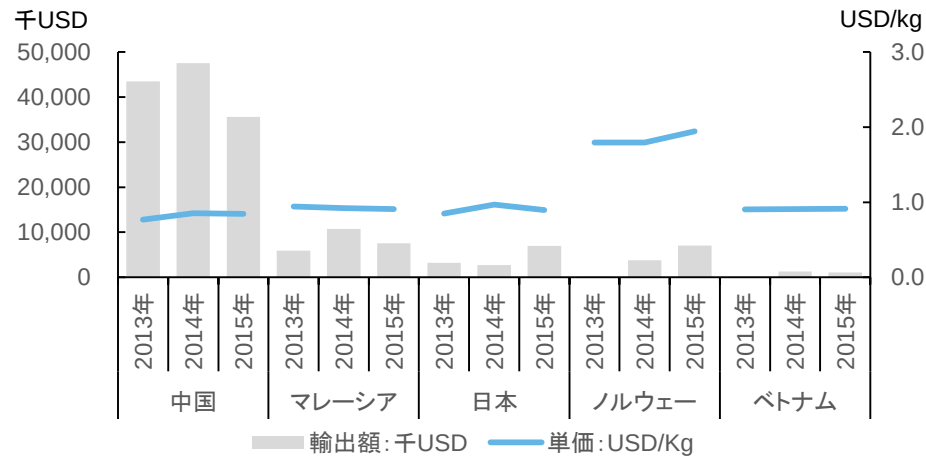


【日本の主要な輸出品目×インドネシアの主要な輸入品目】

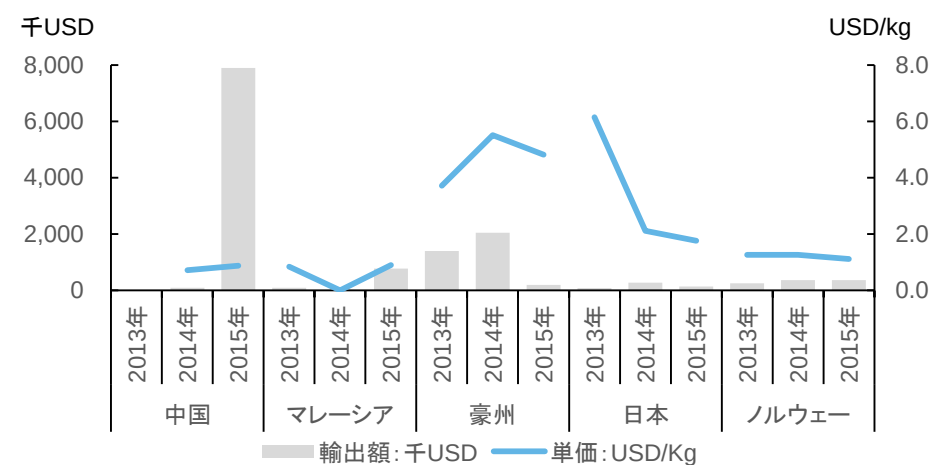


日本からの水産物等も上位にあるも、中国や北米からの輸入が圧倒的に多い

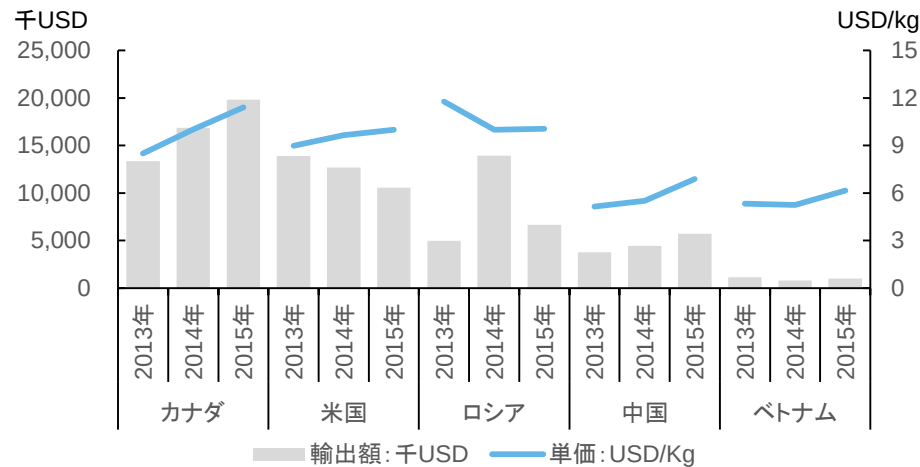
Mackerel, Frozen



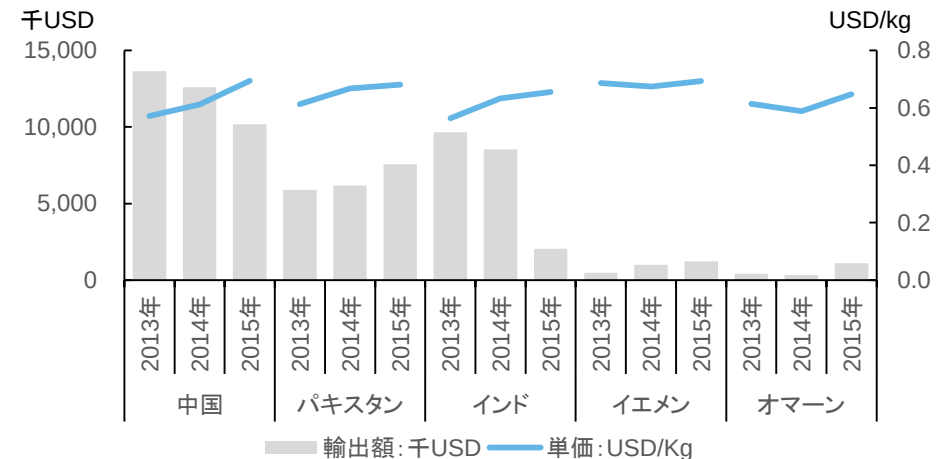
Fish Other, Frozen



Crabs, Frozen



Sardines, Frozen



出所: USDA FAS、貿易統計



【インドネシアへの水産物等の輸出に係る法規制】 1/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(インドネシア)

輸入規制	<u>水産物</u> - 輸入が可能な品目は、海洋水産省水産製品加工・マーケティング局が管轄している。9種別(15HS分類)の輸入が認められており、その他該当しないものは、個別に申請を行う <u>水産加工品</u> - 輸入者が国家食品・医薬品監督庁(BPOM)にその加工食品を登録し、BPOM長官の「加工食品流通許可証」を取得することが必要である。登録された輸入食品には加工食品流通許可番号(ML番号)が与えられ、その番号を商品ラベルに記載しなければならない
輸入手続き	- 水産物を含むすべての食品が限られた港あるいは空港を通じて輸入することが決められている - 水産物を輸入する輸入業者はAPI(輸入業者登録番号)を取得しなければならない - 輸入業者は輸入する品目ごとに輸入許可申請を行う必要がある
検疫関係対応	<u>水産物</u> - 動物性製品(第16類:肉、魚または甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物の調製品)で検疫・検査を行う必要がある品目については、インドネシアの輸入港に到着する2日前までに「製品輸入計画」を検疫所に提出し、船下ろし前に検査を受けることとなっている - 海洋水産大臣規程2011年第12号「日本の水産物輸入および魚類養殖生産施設からの輸入について」に基づき、申請者は、水産物検疫・品質・安全性管理庁(BKIPM)に次の必要書類を提出する必要がある ✓ 輸出元である国の責任機関が発行した、衛生証明書および輸出水産物に放射性物質が含まれていないことを証明する書類 ✓ 輸出元である国の責任機関が発行した原産地証明書 ✓ 輸出元である国で発行された「インドネシア国家基準またはその他の基準に沿い、微生物汚染、残留物質、有害科学物質が含まれていないことを証明する」検査書、等
諸税の状況	<u>付加価値税(VAT)</u> 一律10%が賦課される。
残留農薬規制	情報なし



【インドネシアへの水産物等の輸出に係る法規制】 2/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(インドネシア)

重金属及び汚染物質規制	・ 情報なし
食品添加物規制	<u>共通</u> ・ 健康保健省大臣規程2012年第33号「食品添加物について」付表の「食品添加物許容リスト」と「禁止されている食品添加物」において、使用できる食品添加物が定められている ・ 加工食品における防腐剤については、BPOM長官令2013年第36号「加工食品における防腐剤について」付表の「食品ごとの最大使用量許可リスト」にて、調味添加物の使用許容範囲についてはBPOM長官令2013年第23号「調味料の消費許容範囲について」付表にて定められている ・ 養殖魚類の残留物質については、海洋水産大臣規程2007年第02号「養殖魚類における残留物、化学物質、生体物質および汚染物質の監視」の第3章第3条において、定期的な水質・飼料・飼育方法検査の実施により監視されることが定められている
食品包装規制	<u>共通</u> ・ 食品のラベル表示は原則インドネシア語、数字はアラビア数字、文字種類はアルファベットでの表記が義務付けられている。また、栄養表示義務がある ・ ラベルは食品事前登録(BPOM承認)済みのものを使用する
ハラール関連法規制	<u>ハラール製品保証法</u> ・ インドネシア領域内で搬入、流通、売買の製品について一部を除き5年以内のハラール認証取得を義務付けたものである ・ 2014年が成立し、同時にハラール製品保証実施機関(BPJPH)の新設が決まった。実施規定は法制化から2年以内に制定され、BPJPHはその1年後に設立される予定であったが、各種業界団体からの懸念や協議の申し出が続いており、さらには同法を主に運用することになる宗教省側からの返答や協議会の開催等を行われていない状況にあり、実施に向けて遅れが生じている <u>加工食品輸入に関する食品医薬品監督庁の表示ラベル規定 (No.HK.03.1.5.12.11.09955, Tahun 2011)</u> ・ 原則、小売店の場合、MUI以外のハラールロゴはシール添付等で表示を隠さなければならない(ただし、徹底はされていない)

【インドネシアにおける主な水産物等の関税の状況 1/2（2017年3月3日時点）】

関税はゼロまたは0.5%の品目がほとんどである



Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030354	'030354000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ーにしん（クレープ・ハレングス及びクレープ・パラスイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらを除く。）ー さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	Free * ※	3,356,805	42,294,376	0303.54.10/free * 0303.54.90/free *
'030343	'030343000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらを除く。）ー かつお	0.5% *	1,008,232	5,888,071	
'030312	'030312000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）ー その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	0.5% *	609,040	2,570,620	
030389	'030389100'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）ー その他のものー さんま	Free *-0.5% * ※	24,371	93,711	0303.89.11/0.5% *, 0303.89.12 /Free * 0303.89.13 /Free *, 0303.89.14 /Free * 0303.89.16 /Free *, 0303.89.17 /Free * 0303.89.18 /Free *, 0303.89.19 /Free * 0303.89.22 /0.5% *, 0303.89.26 /0.5% * 0303.89.27 /0.5% *, 0303.89.28 /0.5% * 0303.89.29 /0.5% *
	'030389500'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）ー その他のものー さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）		14,492	185,067	
	'030389900'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）ー その他のものー その他のもの		352,021	3,654,138	
'030449	'030449100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）ー その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）ー その他のものー まぐろ	0.5% *	384,305	33,340	
'030341	'030341000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらを除く。）ー びんながまぐろ（トゥヌス・アラランガ）	0.5% *	245,935	980,929	
'030289	'030289000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ー その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）ー その他のもの	Free *-0.5% * ※	230,159	82,592	0302.89.11 /Free *, 0302.89.12/Free * 0302.89.13/Free *, 0302.89.14 /Free * 0302.89.16 /Free *, 0302.89.17 /Free * 0302.89.18 /Free *, 0302.89.19 /Free * 0302.89.22 /0.5% *, 0302.89.26 /0.5% * 0302.89.27 /0.5% *, 0302.89.28 /0.5% * 0302.89.29 /0.5%
'030799	'030799110'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）ー その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）ー その他のものー 冷凍したものー いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のものを除く。）	Free *-0.5% * ※	104,193	410,256	0307.99.30 /0.5% *, 0307.99.40 /Free * 0307.99.50 /0.5% *, 0307.99.90 /0.5%
	'030799120'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）ー その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）ー その他のものー 冷凍したものー スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラムス属又はブラコペクテン属のものといたやがい貝を除く。）		116,145	573,967	
	'030799190'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）ー その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）ー その他のものー 冷凍したものー その他のもの		2,742	708	
'030614	'030614900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）ー 冷凍したものー かにー その他のもの	0.5% * ※	195,637	262,165	0306.14.10 /0.5% *, 0306.14.90 /0.5% *
'030353	'030353000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）ーにしん（クレープ・ハレングス及びクレープ・パラスイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらを除く。）ー いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	0.5% *	125,408	1,252,024	
'030487	'030487100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）ー その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）ー まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）ー まぐろ（トゥヌス属のもの）	0.5% *	101,216	6,741	
	'030487200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）ー その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）ー まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）ー かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）		1,991	1,086	

出所: World Tariff, *Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership

【インドネシアにおける主な水産物等の関税の状況 2/2（2017年3月3日時点）】



関税はゼロまたは0.5%の品目がほとんどである

Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030821	'030821000'	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びベレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）－ ーに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロングユロケントロトゥス属のもの）－ ー 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0.5% * ※	100,709	3,946	0308.21.10 /0.5% *, 0308.21.20 /0.5% *
'160420	'160420190'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ ー 魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品－ ー ー その他のもの	Free * ※	35,611	37,055	1604.20.20 /Free *, 1604.20.30 /Free * 1604.20.40 /Free *, 1604.20.91 /Free * 1604.20.99 /Free *
	'160420900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ ー その他のもの		54,906	19,368	
'030617	'030617900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水漬けたものに限るものとし、食用に適するものに限る。）－ ーに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルプス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロングユロケントロトゥス属のもの）－ ー 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0.5% * ※	59,686	61,980	0306.17.11 /0.5% *, 0306.17.19 /0.5% * 0306.17.21 /0.5% *, 0306.17.22 /0.5% * 0306.17.29 /0.5% *, 0306.17.30 /0.5% * 0306.17.90 /0.5% *
'030489	'030489200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ ー その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ ー ー その他のもの－ ー ー ぶり（セリオウ属のもの）	0.5% *	21,443	11,922	
	'030489900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ ー その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ ー ー その他のもの－ ー ー その他のもの		19,228	35,330	
'030381	'030381000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ー その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）－ ー ー さめ	0.5% *	38,361	711,577	
'160432	'160432000'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ キャビア及びその代用物－ ー キャビア代用物	Free *	32,547	7,844	
'030311	'030311000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ー さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）－ ー ー ペにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	0.5% *	30,915	44,640	
'030255	'030255000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ー さいうお科、あしながだ科、たら科、そこだ科、かわりひれだ科、メルルザ科、ちこだ科又はうなぎだ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）－ ー ー すけそうだ（テラグラ・カルコグラマ）	Free *	30,841	3,182	
'030233	'030233000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ー まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラムス）（肝臓、卵及びしらを除く。）－ ー ー かつお	0.5% *	18,380	1,582	
'030571	'030571000'	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ ー 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉－ ー ー ふかひれ	0.5% *	17,890	53,949	
'030719	'030719900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ ー ー かき－ ー ー その他のもの	Free *-0.5% * ※	14,833	12,633	0307.19.20 /0.5% *, 0307.19.30 /Free *
'160552	'160552000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ ー 軟体動物－ ー スキャロップ（いたや貝を含む。）	Free *	13,636	110,340	
'160555	'160555000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ ー 軟体動物－ ー たこ	Free *	12,876	7,818	
'030729	'030729900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ ー スキャロップ（ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの、いたや貝を含む。）－ ー ー その他のもの－ ー ー その他のもの	Free *-0.5% * ※	12,736	5,986	0307.29.30 /0.5% *, 0307.29.40 /Free *
'030629	'030629900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであってもよい。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ ー 冷凍していないもの－ ー ー その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）－ ー ー その他のもの	0.5% * ※	12,374	12,000	※一致コードなし。030699が対応の模様 0306.99.21 /0.5% *, 0306.99.29 /0.5% * 0306.99.31 /0.5% *, 0306.99.39 /0.5% *
'030390	'030390000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ー 肝臓、卵及びしらこ	0.5% * ※	11,663	4,242	0303.91.00/0.5% *
'160414	'160414900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）－ ー ー まぐろ、はがつか（サルダ属のもの）及びかつお－ ー ー その他のもの	Free *-3.8% * ※	11,132	11,980	1604.14.11/3.8% *, 1604.14.19 /3.8% * 1604.14.90 /Free *
'030779	'030779900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ ー クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）－ ー ー その他のもの－ ー ー その他のもの	Free *-0.5% * ※	9,688	4,352	0307.79.30 /0.5% *, 0307.79.40 /Free *
'030499	'030499000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ ー その他のもの（冷凍したものに限る。）－ ー ー その他のもの	0.5% *	9,382	3,829	

注記：関税率は、日本から輸出されている主たる水産物等の30品目（2012年～2016年の5か年の輸出額累計上位）に関連するものを抽出している。

出所：World Tariff、*Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership

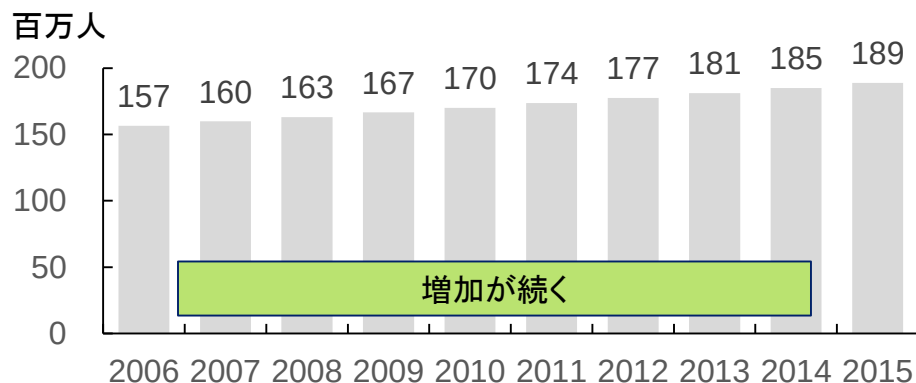
【パキスタンにおける人口動態等】



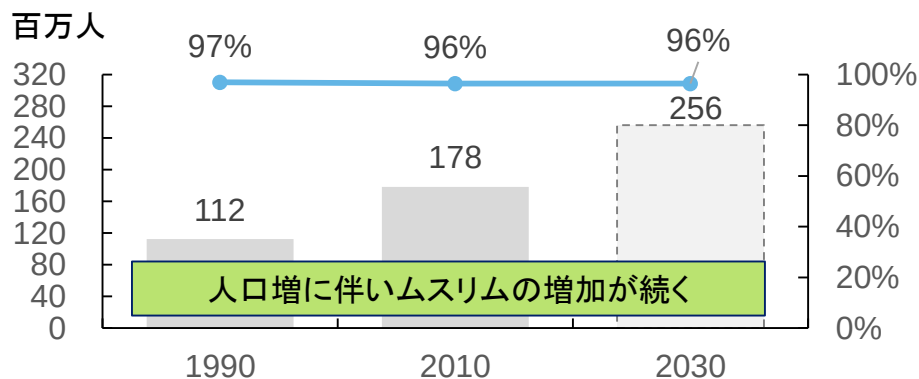
ムスリムは多いが所得水準が低く、日本の水産物等の消費が期待できる層は少ない

ムスリムの割合は変わらないが、人口は毎年300万人強ずつ増加しており、ムスリム人口も増加が続く。USD20,001以上の人口は、2021年に現状の2.3倍の230万人にまで急増との推計も、日本の水産物等の消費が期待できる層は少ない。

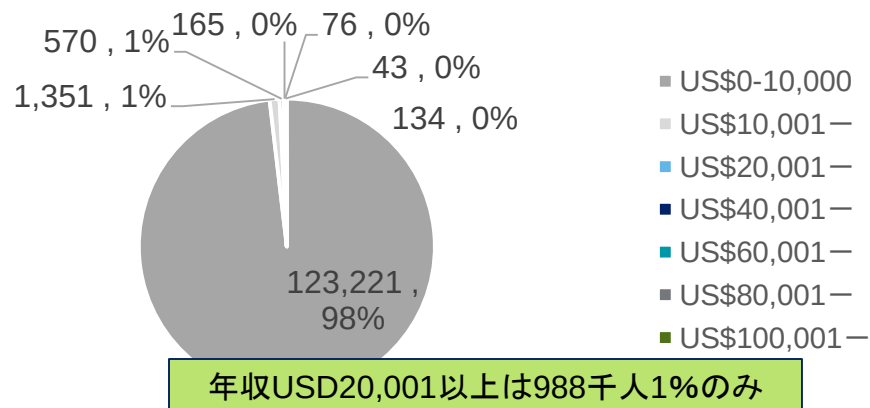
人口推移



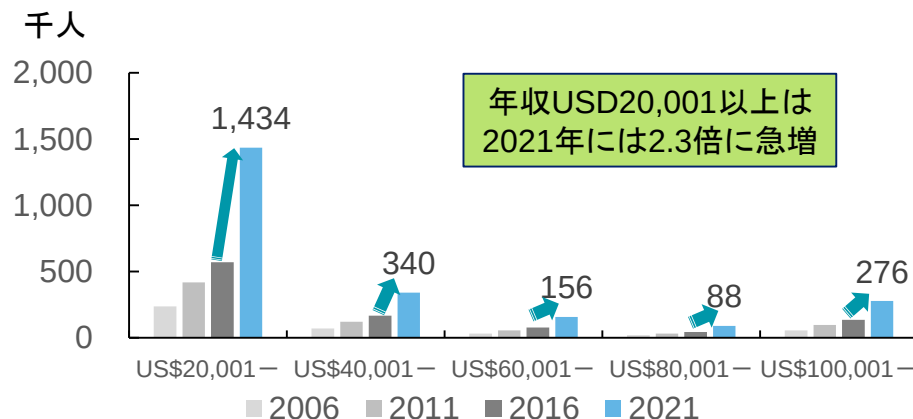
ムスリム人口・割合の推移



所得層別人口構成比(2016年)



所得層別人口推移(年収USD20,001以上)



出所: 人口推移はUNDA、ムスリム人口・割合はPew Research Center、所得増別人口はEuromonitor「Population with Income Band」

【日本からパキスタンへの輸出状況】



2012年から5年間、日本からパキスタンへの水産物等の輸出実績は見受けられない

日本から輸出されている主たる水産物等の30品目について、日本からパキスタンへの輸出は2012年から2016年の5年間に於いて、その実績を確認することが出来なかった。

日本からの輸出額及びkg当たり単価の推移(輸出額累計Top10の品目)

実績なし



【パキスタンへの水産物等の輸出に係る法規制】 1/1

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(パキスタン)

輸入規制	・ 日本は輸入地域規制の対象となっていない ・ 輸入政策令(2016)の付属書A(Appendix A)に輸入禁止品が記載されているが、水産物、水産加工品の該当はなかった ・ 輸入政策令(2016)の付属書Bに輸入規制品目が記載されており、水産物及び水産加工品は規制品目に指定されている ・ 宗教上の理由により、豚肉を使用した食品は輸入が禁じられている。肉と乳製品は、ハラールであると認証されたものは輸入できる。アルコールやアルコールを含む商品も商業的な輸入が禁じられている
輸入手続き	・ 輸入業者登録制度は2002年に廃止された
検疫関係対応	・ 情報なし
諸税の状況	<u>売上税</u> ・ 他国の付加価値税(VAT)に相当する税金で、標準税率は17%である
残留農薬規制	・ 情報なし
重金属及び汚染物質規制	・ 情報なし
食品添加物規制	・ 情報なし
食品包装規制	・ 情報なし



【パキスタンにおける主な水産物等の関税の状況（2017年3月3日時点）】

関税率は概して高くなっており、輸出の障壁の一つとなっている可能性もある

HS Code	品目	関税率
30339	Flatfish, Frz Whole	20%
30499	Fish Meat/Mince	11%
30617	Other shrimps, Frozen	11%
30390	Fish Livers And Roes, frozen	20%
30259	Fish Other, fresh or chilled	11%
30459	Fish Fillets, Other, Fresh/Chilled	11%
30616	Cold-water shrimps, Frozen	11%
30229	Flatfish Whole Fr/Ch	11%
30242	Anchovies, fresh or chilled	11%
30439	Fish Fillets, Other, Fresh/Chilled	11%
30741	Cuttle Fish, Live	3%
30614	Crabs, Frozen	11%
30520	Livers And Roes	11%
30890	Aquatic Invertebrates, Other	3%
30319	Pacific Salmon Nesoi Froz	20%
30441	Pacific salmon, fillets, Fresh/Chilled	11%
30487	Tunas, Fillets, Frozen	11%
30611	Rock Lobster	11%
30363	Cod, frozen	20%
30569	Fish Nes, Salted	11%
30563	Anchovies, Salted	11%
30510	Fish Flours, Meals	11%
30219	Salmonidae Whole	11%
30354	Mackerel, frozen	20%
30539	Fish Other, Fillets, Dried	11%
30531	Tilapias, Fillets, Dried	11%
30710	Oysters	3% ※
30613	Shrimps And Prawns	-
30380	Fish Livers and Roes	20% ※
30214	Atlantic salmon, fresh or chilled	11%

注記：関税率は、日本から輸出されている主たる水産物等の30品目（2012年～2016年の5か年の輸出額累計上位）に関連するものを抽出している。

出所：World Tariff

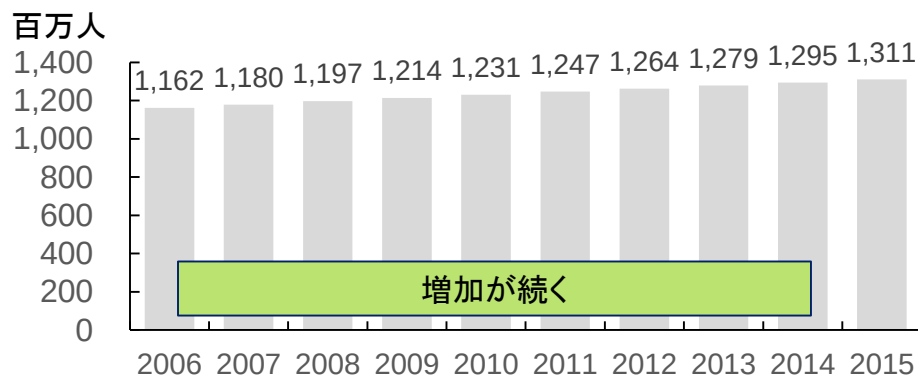
【インドにおける人口動態等】



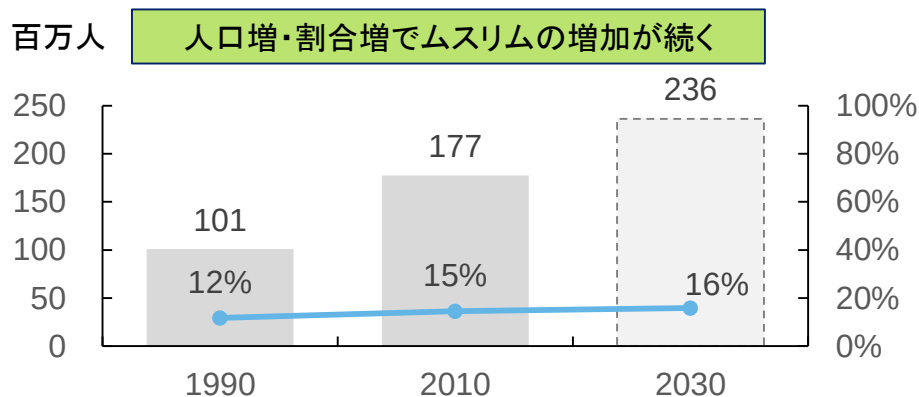
13億人を超える人口であり、ムスリムも一定の所得水準の購買層も多い

ムスリムの割合は15%程度であるが、人口が毎年1000万人以上増加しているため、ムスリム人口も2億人を超える勢いである。USD20,001以上の人口は、2021年には現状の2.5倍の2,131万人程度にまで急増すると推計されている。

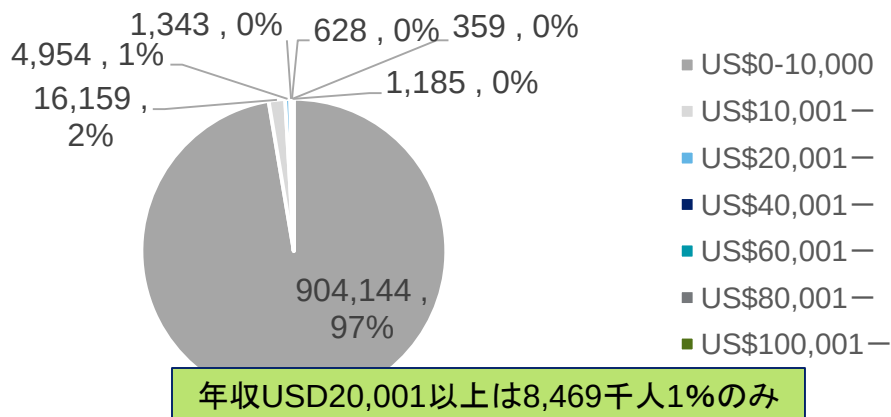
人口推移



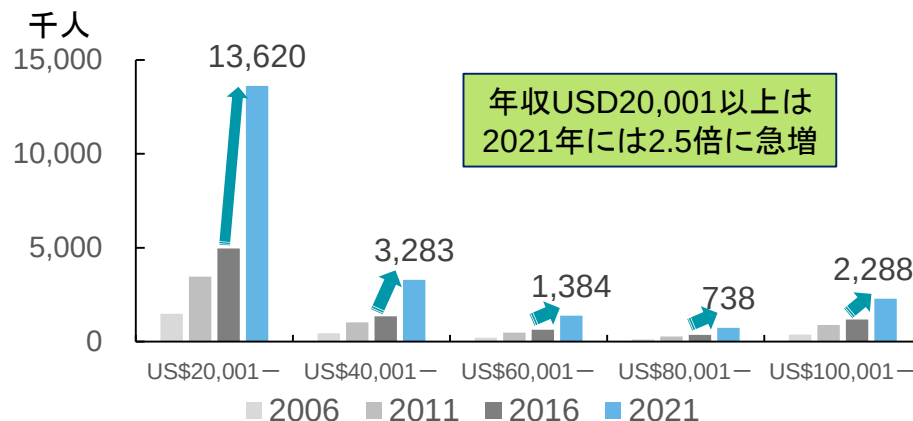
ムスリム人口・割合の推移



所得層別人口構成比(2016年)



所得層別人口推移(年収USD20,001以上)



出所: 人口推移はUNDA、ムスリム人口・割合はPew Research Center、所得増別人口はEuromonitor「Population with Income Band」

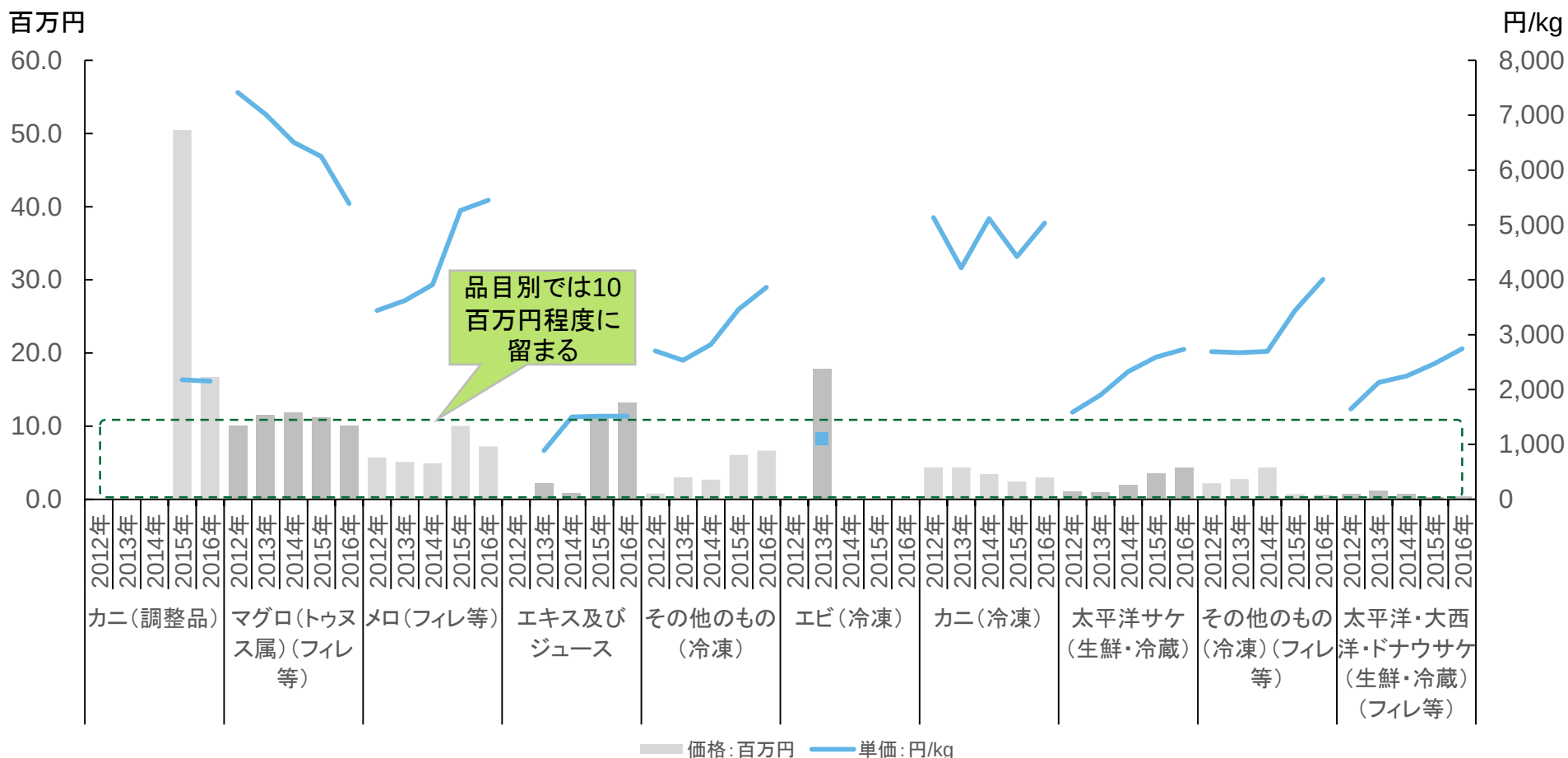
【日本からインドへの輸出状況】



低単価品目の輸出はなく、日本食レストラン等の限られた需要と推察される

突発的な需要も一部で確認出来るものの、ほとんどの品目が10百万円程度の輸出額に留まっている。低単価の品目の輸出は少ないため、多くは比較的単価の高い食材が日本食レストラン等を中心に消費されるに留まっていると推察される。

日本からの輸出額及びkg当たり単価の推移(輸出額累計Top10の品目)





【インドへの水産物等の輸出に係る法規制】 1/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(インド)

輸入規制	<u>加工食品</u> ・「いかなる形状の牛肉をも含まない」という申告書が必要である ・ インドへの輸入時点で消費期限が60%以上残っている必要がある
輸入手続き	<u>共通</u> ・ すべての輸入食品が、輸入業者に引き渡される前に検査を受け、食品安全基準に合致していることが確認されなければ輸入できない <u>加工食品</u> ・ すべての輸入業者は、事前に商工省外国貿易部(DGFT)から輸出入業者番号(IEC)を取得しなければならない
検疫関係対応	<u>水産物</u> ・ 水産物の輸入では、衛生証明書の添付が必要となっており、証明書の内容について協議中である
諸税の状況	・ 物品税、サービス税、州VAT、中央売上税および入境税などが課税される複雑な税制度になっており、注意が必要である



【インドへの水産物等の輸出に係る法規制】 2/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(インド)

残留農薬規制	<u>共通</u> 認可されている残留農薬の許容量の上限が定められている
重金属及び汚染物質規制	<u>共通</u> 汚染物質、有害物質の許容量の上限が定められている
食品添加物規制	<u>共通</u> 規格が定められており、食品添加物についても規則が定められている
食品包装規制	包装食品は必要事項(品目名、内容量等)を英語又はヒンディー語で記載し、ベジタリアン、ノンベジタリアンの別、「牛肉を含まない」という記載がされたラベルを剥離しない方法(ステッカーによる貼付けは不可)で表示しなければ輸入が許可されない

【インドにおける主な水産物等の関税の状況 1/2 (2017年3月3日時点)】



13.6%または30.0%と率が高い品目が多く、輸出の障壁となっている可能性がある

Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'160510	'160510000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ かに	13.6% *	67,159	30,929	
'030487	'030487100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラムス）－ まぐろ（トウヌス属のもの）	30%	54,621	8,469	
'030485	'030485000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ めろ（ディソステイクス属のもの）	30%	32,988	7,559	
'160300	'160300000'	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	13.6% *	27,692	19,300	1603.00.20 /13.6% *
'030389	'030389900'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ その他のもの	30% ※	19,195	5,901	0303.89.10 /30%、0303.89.20 /30% 0303.89.30 /30%、0303.89.40 /30% 0303.89.50 /30%、0303.89.60 /30% 0303.89.70 /30%、0303.89.80 /30% 0303.89.90 /30%
'030617	'030617900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ 冷凍したもの－ その他のシュリンプ及びブロン－ その他のもの	30% ※	17,845	16,200	0306.17.11 /30%、0306.17.19 /30% 0306.17.90 /30%
'030614	'030614900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ 冷凍したもの－ かに－ その他のもの	30%	17,500	3,683	
'030213	'030213000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィツスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	13.6% *	11,789	4,931	
'030489	'030489200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオウ属のもの）	30% ※	1,032	452	0304.89.10 /30%、0304.89.30 /30% 0304.89.90 /30%
	'030489900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ その他のもの－ その他のもの		10,612	3,815	
'030449	'030449100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ まぐろ	30% ※	1,061	164	0304.49.10 /30%、0304.49.20 /30% 0304.49.30 /30%、0304.49.40 /30% 0304.49.90 /30%
	'030449200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオウ属のもの）		3,044	1,559	
	'030449900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ その他のもの		2,175	845	
'030441	'030441000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィツスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	30%	3,227	1,549	
'030383	'030383000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ めろ（ディソステイクス属のもの）	30%	2,213	470	
'030499	'030499000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（冷凍したものに限る。）－ その他のもの	30%	1,665	180	
'160417	'160417000'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）－ うなぎ	13.6% *	1,494	248	
'030455	'030455000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ めろ（ディソステイクス属のもの）	30%	1,215	300	
'160419	'160419900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）－ その他のもの－ その他のもの	13.6% *	1,025	660	

出所: World Tariff, *India-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement

【インドにおける主な水産物等の関税の状況 2/2（2017年3月3日時点）】

13.6%または30.0%と率が高い品目が多く、輸出の障壁となっている可能性がある



Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030492	'030492000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（冷凍したものに限る。）－ めろ（ディソスティクス属のもの）	30%	973	266	
'030729	'030729900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ スキャロップ（ペクテン属、クラミウス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）－ その他のもの－ その他のもの	13.6% *	921	250	
'030446	'030446000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ めろ（ディソスティクス属のもの）	30%	895	250	
'030781	'030781000'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ あわび（ハリオティス属のもの）－ 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	13.6% *	724	118	
'030369	'030369900'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）－ その他のもの－ その他のもの	30%	630	235	
'160432	'160432000'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ キャビア及びその代用物－ キャビア代用物	30%	519	131	
'030274	'030274000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ビケウス及びヒュポファタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらを除く。）－ うなぎ（アングイルラ属のもの）	13.6% *	495	40	
'160420	'160420900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ その他のもの	13.6% *	483	158	
'030459	'030459200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオウラ属のもの）	30% ※	223	100	0304.59.10 /30%、0304.59.30 /30% 0304.59.40 /30%、0304.59.90 /30%
	'030459900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ その他のもの		231	86	
'030312	'030312000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）－ その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィツスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	13.6% *	435	191	
'030211	'030211000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）－ ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アバケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	30%	310	125	
'030481	'030481000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィツスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	30%	308	180	
'030495	'030495900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－ その他のもの（冷凍したものに限る。）－ さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）を除く。）－ その他のもの	30%	306	113	
'030289	'030289000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）－ その他のもの	30% ※	256	23	0302.89.10 /30%、0302.89.20 /30% 0302.89.30 /30%、0302.89.90 /30%

注記：関税率は、日本から輸出されている主たる水産物等の30品目（2012年～2016年の5か年の輸出額累計上位）に関連するものを抽出している。

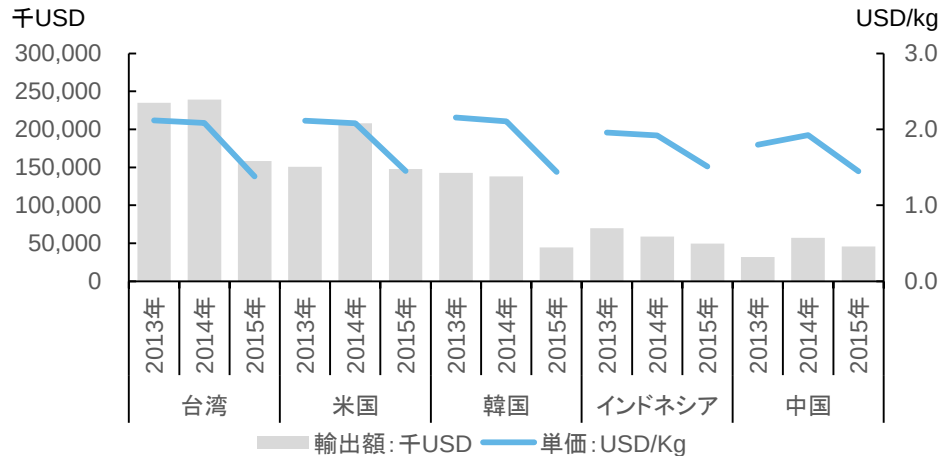
出所：World Tariff、*India-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement

【日本の主要な輸出品目×タイの主要な輸入品目】

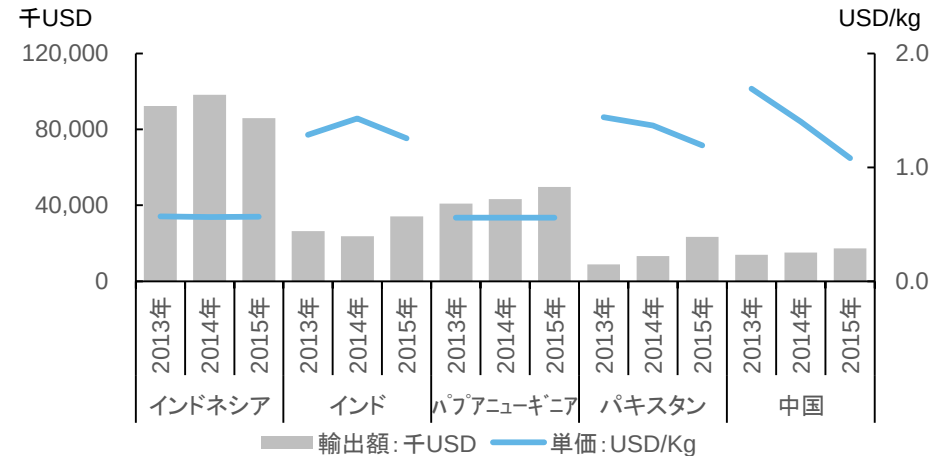


タイで需要の多い輸入品目に対して、日本からの水産物等の輸出は少ない

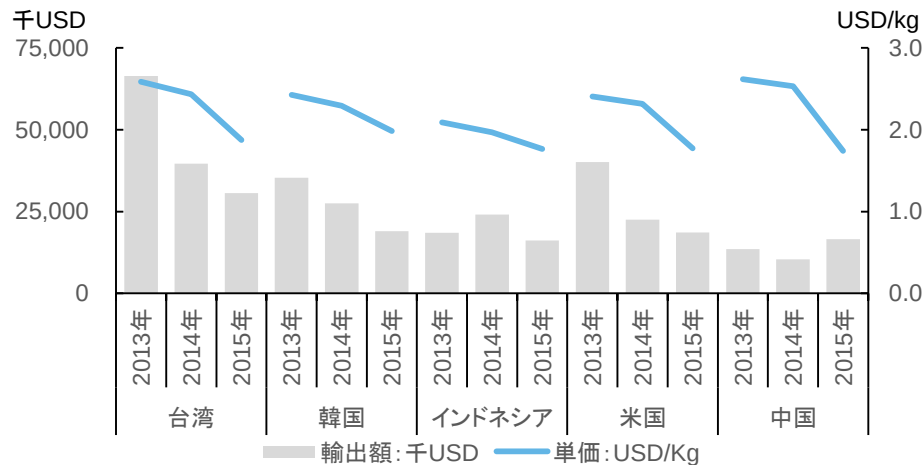
Skipjack, Frz Whole



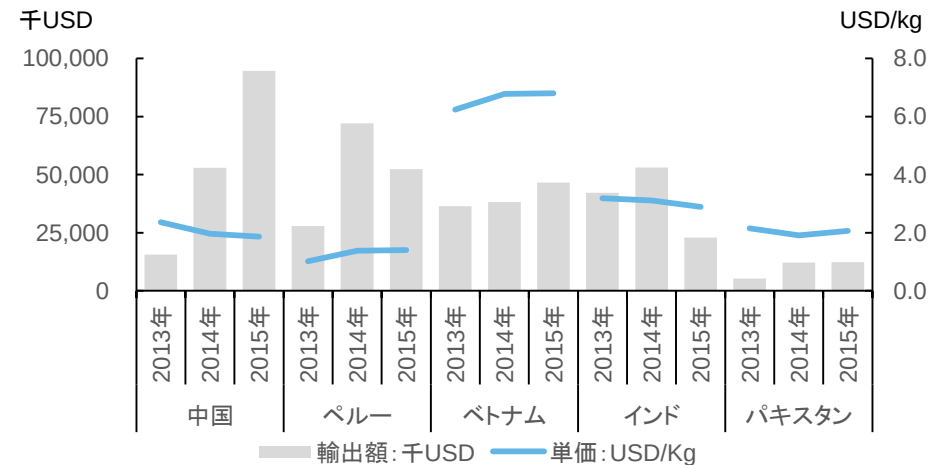
Fish Other, Frozen



Tunas(Yel), Frz Whole



Cuttle Fish, Frozen



出所: USDA FAS、貿易統計

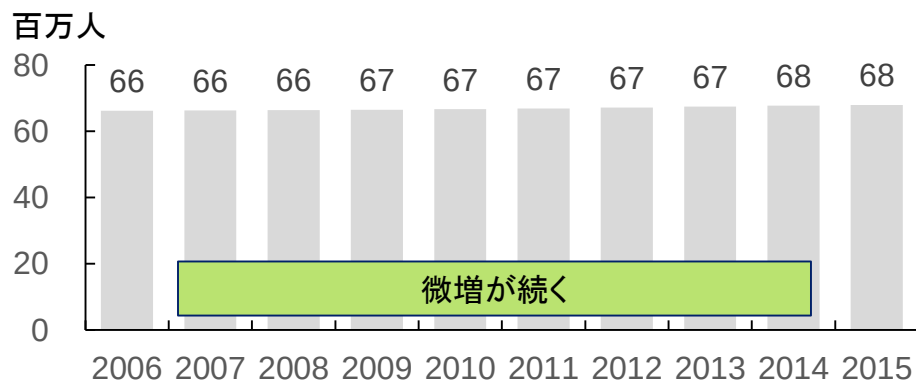
【タイにおける人口動態等】



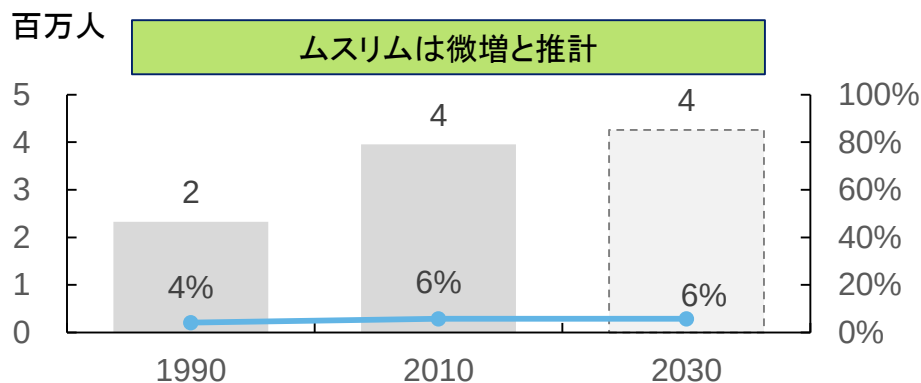
ムスリムが少なく所得水準も低く、日本の水産物等の消費が期待できる層は少ない

人口及びムスリム割合ともに微増で、ムスリム人口は400万人程度と多くない。USD20,001以上の人口は、現状は101万人程度ながら、2021年には1.9倍の211万人にまで急増との推計も、日本の水産物等の消費が期待できる層は少ない。

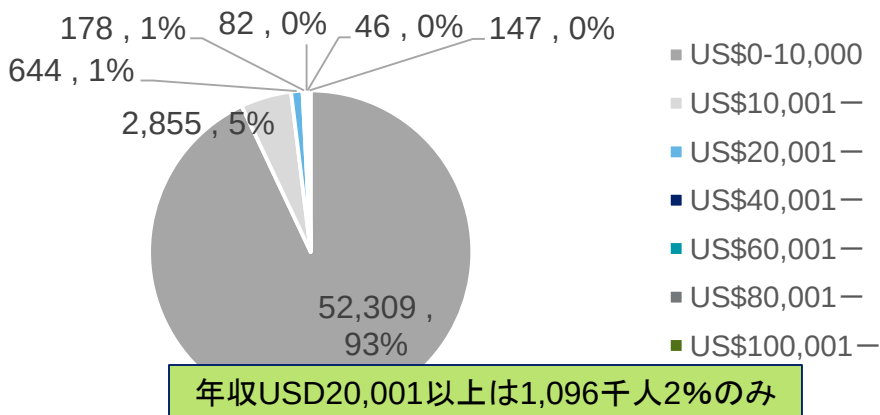
人口推移



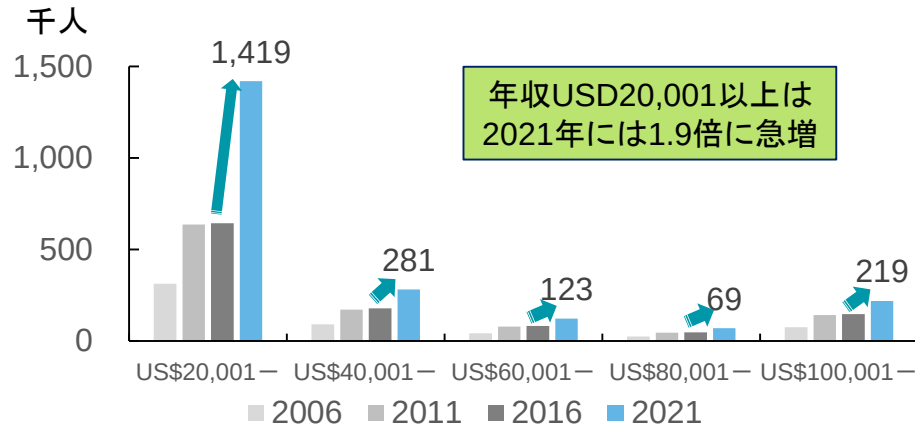
ムスリム人口・割合の推移



所得層別人口構成比(2016年)



所得層別人口推移(年収USD20,001以上)



出所: 人口推移はUNDA、ムスリム人口・割合はPew Research Center、所得増別人口はEuromonitor「Population with Income Band」

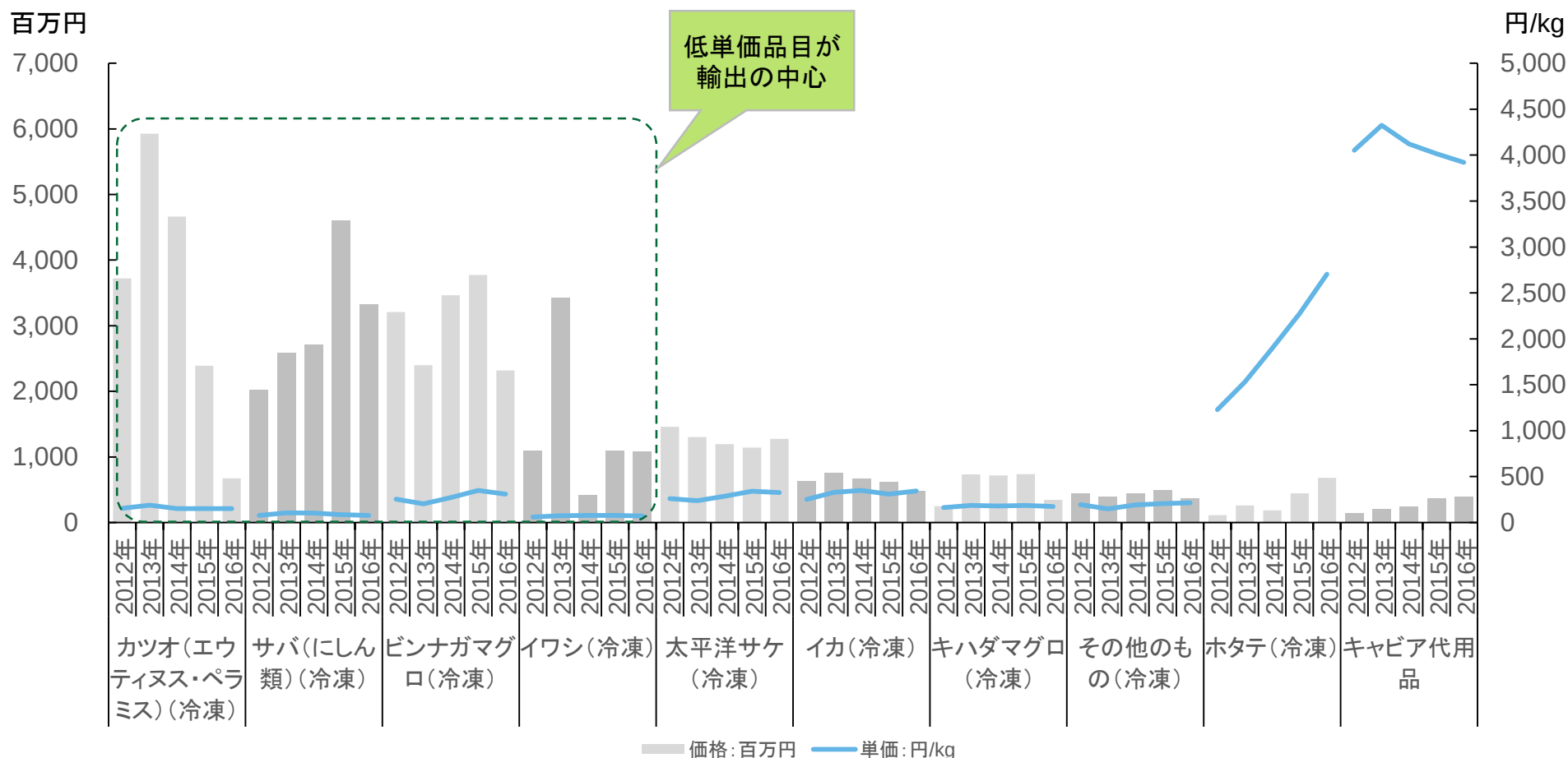


【日本からタイへの輸出状況】

冷凍のサバ等の低単価品目の輸出が中心で、加工品向けの需要と推察される

冷凍のカツオやサバ等の低単価品目の輸出が中心であり、主に加工用原料として輸出されているものと推察される。ホタテ等の高単価品目は相対的に少額ながらも微増傾向で、日本食レストランを中心とした外食向けの需要と推察される。

日本からの輸出額及びkg当たり単価の推移(輸出額累計Top10の品目)





【タイへの水産物等の輸出に係る法規制】 1/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(タイ)

輸入規制	<u>水産物</u> 水産物については保健省告示第264号(2002年)で、フグの全種類とフグの身を成分に含む食品の輸入が禁止されている。また、輸出入管理法により、キハダマグロとその製品は、輸入規制設置品目として、通常の水産物の輸入手続きに加え、農業協同組合省水産局の輸入承認手続きが必要とされている。その他には輸入規制はない
輸入手続き	<u>共通</u> - 食品の輸入業者は、「タイ王国への輸入および仕入許可証(Orr. 7)」を取得している必要がある - 保健省食品医薬品局(FDA)、水産局および財務省関税局で事前手続きを行い、必要書類を取得する <u>加工食品</u> - 通常の水産物は該当しないが、冷凍調理済み加工水産物や缶詰などGMP製造基準適合規則対象品目は、輸出国のGMP製造基準適合証明書の提出が必要である
検疫関係対応	<u>共通</u> - 産地証明書又は放射性物質検査報告書の添付が求められていたが、現在は不要となった <u>水産物</u> - 衛生証明書の提出が望ましいが、義務付けられていない
諸税の状況	<u>付加価値税(VAT)</u> 課税価格(CIF価額+関税額)に7%が課税される



【タイへの水産物等の輸出に係る法規制】 2/2

水産物、水産加工品の輸入に関する諸規制(タイ)

残留農薬規制	<u>共通</u> 保健省の衛生規則によって、残留農薬の上限値が定められている
重金属及び汚染物質規制	<u>共通</u> 保健省の衛生規則によって、スズや亜鉛などの重金属や汚染物質の残留基準値が定められている
食品添加物規制	<u>共通</u> 保健省の衛生規則によって、食品への使用禁止成分リストおよび食品添加物の使用基準などが定められている
食品包装規制	<u>共通</u> 食品の表示義務が食品分類や告示で規定されている。一般食品の場合、消費者に直接販売される商品は、輸入通関前に食品名、輸入者の名前および住所、製造国名、正味重量(メトリック法による)および賞味期限のタイ語表示が必要である(外国語との併記も可)。一般食品以外の場合は、更に食品登録番号、原材料・添加物および製造年月日または製造年月などを表示しなければならない。輸出予定の水産物が一般食品に該当するか否かは、事前に輸入業者経由で保健省食品医薬品局(FDA)に確認すると良い
その他	- 業界などの自主表示として「ハラル食品認定表示」、 - 加工品も含めた農水畜産物に対する安全性を承認する農業・協同組合省による「Q」マーク制度 - 保健省による「食品安全性承認制度」 - 農業・協同組合省による「有機農産物認定制度」、等

【タイにおける主な水産物等の関税の状況 1/3 (2017年3月3日時点)】

関税ゼロまたは5%の品目がほとんどである



Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030343	'030343000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ かつお	free	17,377,091	106,654,521	
'030354	'030354000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュセントロン・カナドゥム）及びめかじき（クシフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）	5% ※	15,260,749	173,430,095	0303.54.10.000/5%、0303.54.20.000/5%
'030341	'030341000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ びんながまぐろ（トゥヌス・アラレンガ）	free	15,161,739	55,554,433	
'030353	'030353000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュセントロン・カナドゥム）及びめかじき（クシフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	free	7,116,269	99,512,928	
'030312	'030312000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	free	6,375,929	22,598,335	
'030799	'030799110'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）－ その他のもの－ 冷凍したもの－ いか（セビア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のものを除く。）	free * ※	3,165,073	10,181,241	0307.99.30.000/free*、 0307.99.40.000/free* 0307.99.50.000/free*
	'030799120'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）－ その他のもの－ 冷凍したもの－ スキャロップ（いたやがい科のもの。ベクテン属、クラミュス属又はブラコベクテン属のものとびいたや貝を除く。）		1,685,592	808,297	
	'030799190'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）－ その他のもの－ 冷凍したもの－ その他のもの		5,470	2,785	
	'030799900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。）－ その他のもの－ その他のもの		1,545	1,440	
'030389	'030389100'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ さんま	free/5% ※	970,447	9,288,625	0303.89.1台/free、0303.89.22.000/5% 0303.89.26-28/free、0303.89.29.001/5% 0303.89.29.002/5%、0303.89.29.090/5%
	'030389200'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ かしき（めかじきを除く。）		4,349	24,999	
	'030389300'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ たい（たい科のもの）		233,428	651,074	
	'030389400'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミスを除く。）		581,080	6,185,328	
	'030389500'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクスを除く。）		172,493	1,890,905	
	'030389900'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ その他のもの－ その他のもの		2,145,796	11,374,403	
'030342	'030342000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ きはだまぐろ（トゥヌス・アルパカレス）	free	2,780,322	15,379,455	
'160432	'160432000'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－ キャビア及びその代用物－ キャビア代用物	free**	1,351,256	333,446	

出所: World Tariff、* Japan Thailand Economic Partnership Agreement、**ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership、※該当するコードがない場合、右欄に注釈

【タイにおける主な水産物等の関税の状況 2/3 (2017年3月3日時点)】

関税ゼロまたは5%の品目がほとんどである



Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030449	'030449100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－その他のもの－－ まぐろ	5% ※	716,530	88,302	0304.49.00.001/5%、0304.49.00.002/5% 0304.49.00.003/5%、0304.49.00.090/5%
	'030449200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－その他のもの－－ ぶり（セリオラ属のもの）		173,207	103,620	
	'030449900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－その他のもの－－ その他のもの		5,521	2,641	
'030489	'030489200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－その他のもの－－ ぶり（セリオラ属のもの）	5%	706,207	496,312	
	'030489900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－その他のもの－－ その他のもの		35,109	27,725	
'160420	'160420110'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ 魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品－ 魚肉ソーセージ	free/20% ※	18,859	42,070	1604.20.20.001/Free** 1604.20.20.090/Free** 1604.20.30.001/20%、1604.20.30.090/20% 1604.20.40.001/20%、1604.20.40.090/20% 1604.20.91.000/Free**、1604.20.99.001/Free* 1604.20.99.002/Free**、1604.20.99.090/Free**
	'160420190'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ 魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品－ 魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品－ 魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品		132,115	146,691	
	'160420900'	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物－その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚－ その他のもの		524,990	183,854	
'030344	'030344000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トウナソ属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオ属）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらを除く。）－ めばちまぐろ（トウナソ・オベス）	free	636,453	3,949,639	
'030289	'030289000'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）－ その他のもの	free/5% ※	372,466	261,375	0302.89.1台/free、0302.89.22.000 /5% 0302.89.26-28台/free、0302.89.29台/5%
'030487	'030487100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ まぐろ（トウナソ属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオ属）・ペラミス）－ まぐろ（トウナソ属のもの）	5%	333,224	323,685	
	'030487200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ まぐろ（トウナソ属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオ属）・ペラミス）－ かつお（エウティヌス（カツオ属）・ペラミス）		13,677	51,512	
'160559	'160559100'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ 軟体動物－ その他のもの－ 貝柱	free *	27,267	21,172	
	'160559900'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ 軟体動物－ その他のもの－ 貝柱		315,249	627,770	
'030481	'030481000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）－ 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	5%	304,882	678,080	
'030459	'030459100'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオラ属のもの）	5% ※	303,124	43,386	0304.59.00.001/5%、0304.59.00.002/5% 0304.59.00.003/5%、0304.59.00.090/5%
	'030459200'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオラ属のもの）		220	140	
	'030459900'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）－ その他のもの－ ぶり（セリオラ属のもの）		661	244	
'030355	'030355000'	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキユセントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらを除く。）－ あじ（トラクルス属のもの）	free	277,948	2,912,004	
'160300	'160300000'	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	free** ※	267,081	233,491	1603.00.00.003/ 1603.00.00.090/ 対象
'030499	'030499000'	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）－その他のもの（冷凍したものに限る。）－ その他のもの	5% ※	262,262	279,897	0304.99.00.001/5%、0304.99.00.002/5% 0304.99.00.003/5%、0304.99.00.004/5% 0304.99.00.090/5%

出所: World Tariff、* Japan Thailand Economic Partnership Agreement、**ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership、※該当するコードがない場合、右欄に注釈

【タイにおける主な水産物等の関税の状況 3/3 （2017年3月3日時点）】

関税ゼロまたは5%の品目がほとんどである



Hscode 6	HSコード	品目名	関税率	2012-2016 累計額(千円)	2012-2016 累計量(トン)	備考
'030729	'030729900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）－ その他のもの－ その他のもの	free * /20%※	222,782	91,236	0307.29.30.000/free *, 0307.29.40.000/20%
'030779	'030779900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ クラム、コックル及びアーケル（ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）－ その他のもの－ その他のもの	free**/20%※	200,781	605,330	0307.79.30.000/free** 0307.79.40.000/20%
'030759	'030759900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ たこ（オクトプス属のもの）－ その他のもの－ その他のもの	free * ※	163,519	218,535	0307.59.20.000/Free 0307.59.30.000/Free *
'030614	'030614900'	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷凍し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ 冷凍したもの－ かに－ その他のもの	free * ※	162,404	112,624	0306.14.10.000/free * 0306.14.90.000/free *
'030719	'030719900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ かき－ その他のもの－ その他のもの	free * ※	154,390	138,540	0307.19.20.000/Free 0307.19.30.000/Free *
'030749	'030749100'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ いか（セビア・オフィナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの）－ その他のもの－ 冷凍したもの	free/5%/free * ※	153,346	336,785	0307.49.21.001/Free 0307.49.21.002/Free 0307.49.29.000/5% 0307.49.30.000/free *
	'030749900'	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ いか（セビア・オフィナリス、ロシア・マクロソマ及びセビオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセビオティウチス属のもの）－ その他のもの－ その他のもの		883	3,322	
'160552	'160552000'	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）－ 軟体動物－ スキャロップ（いたや貝を含む。）	free *	134,933	295,834	
'030235	'030235100'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ くらまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）－ くらまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	free	2,223	525	
	'030235200'	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）－ まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）－ くらまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）－ くらまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）		111,801	26,615	
'030559	'030559100'	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）－ 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）－ その他のもの－ 煮干	5% ※	45,330	125,153	0305.59.21.000/5%、0305.59.29.000/5% 0305.59.90.001/5%、0305.59.90.002/5% 0305.59.90.090/5%

注記：関税率は、日本から輸出されている主たる水産物等の30品目（2012年～2016年の5か年の輸出額累計上位）に関連するものを抽出している。

【ハラール認証機関】

パキスタン、インドを除く3か国は、政府または政府公認のハラール認証機関がある

対象国のハラール認証機関

国名	マレーシア	インドネシア	タイ	パキスタン	インド
ロゴ					
団体名	Jabatan Kemajuan Islam Malaysia (JAKIM)	Indonesian Ulema Council (MUI)	The Central Islamic Committee Of Thailand (CICOT)	—	
団体の性質	- マレーシア・イスラム開発省のことであり、マレーシアハラールは政府機関が認証するハラールである - イスラム法整備とその関連業務が主要業務であり、ハラール認証は業務の一部である	1989年設立 - 政府から委託を受けた機関である - 次の役割の担う ✓ ハラル監査システムの開発と基準策定 ✓ ハラル認証プロセスの実施 ✓ ハラル製品の普及と啓蒙 ✓ ハラル製品に対する正しい情報の提供	- タイ国内のイスラム教統制機関 1997年に制定されたイスラム教組織運営法に基づき、イスラム教に関する運営を取り仕切っている - ハラール食品の認証機関となるのは、CICOTと全国39県に配置されているイスラム委員会の事務局である	いくつかの認証機関が存在している模様であるが、認証機関数、それぞれの機関の詳細、政府の関与状況等詳細については不明	
認証数	約3,646 (2013年)	約1,000 (2013年)	約3,500 (2012年)	—	

出所：農林水産省「平成26年度ハラール食品に係る実態調査事業」、各認証団体ホームページ、ジェトロホームページ、halal.jpホームページ、調査会社によるインタビュー結果

【水産物等のハラール認証商品】

PB商品、冷蔵の練り物、ツナパテ等においてもハラール認証は普及している

水産物等のハラール認証商品の例



上：中国のハラールマークが印字されたテスコPB商品(サバのトマト煮の缶詰)。中国のハラール認証に対する消費者の信頼度は必ずしも高くないが、テスコのブランドを信頼して購入する消費者も多いという意見もあった



上：JAKIMのハラールマークが印字されたイオンPB商品(カニカマ)。イオンのマレーシア進出は1984年に遡るが2013年頃からPB商品の開発に力を入れ、2015年9月時点で、147のPB商品でハラール認証を取得し、2016年からは当該商品の一部を日本国内のグループ小売店で販売を開始している



左：缶詰ではサバやイワシ、加工品ではスモークサーモンやカニカマ、冷凍食品では白身魚のフライやフィッシュボールの品揃えが豊富で、多くのものがハラール認証されていたが、その他の水産物等においては、冷蔵の練り物、珍味、ツナパテ等にもハラール認証商品が見受けられた



【各国の商慣行等】 1/2

各国の商流・商慣行

	マレーシア	インドネシア
ハラールに係る商慣行上の留意点	・ 特になし	・ 特になし
ビジネス環境・基本的な商流	・ 輸入業者が卸を兼ねている場合が多い ・ 日本からの食品は輸入業者を通して輸入され、その後、輸入業者から小売店やレストランに販売されるのが一般的である	・ 日本からの輸送・輸入手続きで国内配送までに1カ月を要することもある
小売店やレストランの状況や商慣行	・ 中華系向けなどにノンハラール商品の販売も可能である。一般的に日本食レストランはポークフリーをうたっているものの、ノンハラールのレストランが多い	・ 小売店では、賞味期限が残り3～4ヵ月となると、置けない場合が多い ・ 輸入業者は、日本出港時点で賞味期限10ヵ月未満の商品は取り扱いがらない
物流インフラの状況	・ 日本からの物流は船、航空便共に充実しているものの、コールドチェーンは十分に整備されていない	・ コールドチェーンは未成熟な状況にある
その他	・ 中華系を中心に、旧正月やクリスマスにバスケット等でギフトを贈る習慣がある	—

【各国の商慣行等】 2/2

各国の商流・商慣行

	パキスタン	インド	タイ
ハラルに係る商慣行上の留意点	そのような情報等は見受けられなかった	そのような情報等は見受けられなかった	特になし
ビジネス環境・基本的な商流	- 小売業、卸売業を含めたほぼ全てのビジネス分野で原則外資 100%の出資が認められている - 輸入業者は、ドバイの仲介業者から輸入食品を購入することが多い	インド側の輸入手続きの不確実性、食品安全基準局の検査の質・精度の未熟さ等が見られる	- 輸入業者が卸を兼ねている場合が多い - 輸入にはライセンスが必要で、タイに現地法人がある企業のみライセンスの取得が可能である
小売店やレストランの状況や商慣行	零細露店等のトラディショナルトレードが95%、スーパーマーケット等のモダントレードが5%と、近代化が遅れている	- 小売の近代化が進んでいない - 輸入食品の成分等表示の英訳をシールで行うことが制度上認められていない - 総合小売の外資開放がなされておらず、流通販売網を構築するのに労力を要す	タイ系大手小売は、確実に売れる商品以外は棚代を徴収する。サプライヤーが棚代に20～30%を負担しなければならない
物流インフラの状況	情報なし	- 物流インフラは未成熟である - 全国民の約3割近く(約3～4億人)は魚介類を食べるが、現在は衛生・冷蔵環境が不十分な状態で消費者・加工業者に届けられている	物流関係は充実しており、コールドチェーンの整備も進んでいる
その他	—	- 電力、水が不足している - 外資規制がある - 食品輸出はハードルが非常に高い	中華系を中心に、旧正月やクリスマスにバスケット等でギフトを贈る習慣がある

出所：農林水産省 農林水産業の輸出力強化戦略、ジェトロ ホームページ

詳細調査(マレーシア:クアラルンプールを中心として)

水産加工品のハラール認証にはMS1500:2009等の要求事項の充足が必要となる

MS1500:2009等の要求事項に従い、ハラールコミッティーの立ち上げ、ハラールポリシーの策定、ハラール保証体制の構築が完了した後、JAKIMにハラール認証の申請を行い、認証を取得する流れとなる。

マレーシアにおけるハラール認証制度の概要

項目	内容
認証機関	マレーシアイスラム開発局 (JAKIM)
適用範囲	● 加工を伴わない水産物に対しては認証不要 ● 水産加工品の場合には、その加工プロセスに対してハラール認証が行われる
適用規格	● MS1500:2009 Halal Food – Production, Reparation, Handling and Storage – General Guidelines ➢ ハラール食品に対する一般要求事項 ● Manual Procedure for Malaysia Halal Certification (Third Revision) 2014 (以降、「MPMHC 2014」という。) ➢ ハラール認証取得の際の具体的な要件や手順
日本国内における公認機関	● 同等の基準で認証しているとJAKIMが公認した機関 ➢ 宗教法人 日本ムスリム協会 ➢ NPO法人 日本ハラール協会 ➢ 宗教法人 日本イスラム文化センター ➢ NPO法人 日本アジアハラール協会 ➢ (一社)ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会 ➢ (一社)日本ハラールユニット協会

MS1500:2009、MPMHC 2014の主な内容

項目	内容
MS1500:2009	要求事項は第3項に規定(付録の参考訳参照) ● 3.1: 経営者の責任 ● 3.2: 前提条件 ● 3.3: 機械器具等 ● 3.4: 衛生及び食品安全 ● 3.5: ハラール食品の加工 ● 3.6: 貯蔵・輸送、陳列・販売・提供 ● 3.7: 包装・表示 ● 3.8: 法的要求事項
MPMHC 2014	要求事項は第5～6項に規定(付録の参考訳参照) ● 5: 一般要求事項 (MS1500:2009の第3項を詳しく規定) ● 6: 製品分類別の特記要求事項 (水産加工品の場合は6.1が対象。6.2以降は他の製品分類の要求事項) ➢ 6.1: 食品、飲料、サプリメント その他、第7項: 申請手順、第8項: 認証費用、第9項: 監査手順等、ハラール認証の取得に関する要求事項以外に必要な各種の手順・ルール等が規定されてる

出所: JAKIMを中心とした各種インタビュー結果に基づき調査会社作成

信頼の厚いJAKIM直接認証も可能であるが、コスト面等から容易ではない模様

世界的にも信頼の厚いJAKIMのハラルロゴを付けるためには、JAKIM直接認証が必要となるが、国際申請の料金や審査時の日本訪問に係る旅費等、認証の取得・更新には相応のコストが発生するため、十分な検討が必要となる。

マレーシアにおけるハラル認証手続き等

項目	内容
ハラル認証の申請先	● JAKIMによる日本国内の企業等の直接認証も制度上は可能である。 ● JAKIMのハラル認証を直接取得するのであれば、JAKIMへ申請することとなる ● JAKIMに直接申請するのであれば、海外からの申請の場合、マレーシア国内に窓口が有ることが必須で、窓口は、現地法人設立、取引先をお願いする、代理店として現地法人を指名する等の様々な手段がある（一部のコンサル等から誤った情報が流れているが現地法人設立は必須ではない） ● ただし、いおJAKIMとのやり取りの際の言語面や、審査のための日本訪問の旅費等のコスト等の観点から、あまり選択されていない（ただし、マレーシア国内での信頼は厚く、わざわざ取得する日本企業も存在する） ● JAKIM以外であってもJAKIMが相互認証している機関であれば、JAKIMと同等のハラル認証を取得できる
ハラルロゴの使用	認証ロゴを商品に明記するために必要な商品登録に関しては、JAKIMで認証可能
ハラル認証申請に係る手数料	● 国際申請：2,100USD／件（20万円強程度） ● 国内申請：100リンギット～700リンギット程度（約2,580円～18,060円） ※企業規模等による
審査期間	● ケースバイケース（規模、製品や工程の複雑さ等による） ● マレーシア企業の場合は衛生管理の側面の充足が難しく、日本企業の場合はハラルの側面の充足が難しい。マレーシア企業であっても、HDC等のサポートが無ければ8割程は認証取得に時間を要するとの意見もあった
有効期限	2年

※日本円換算は1リンギット＝25.8円（2017年3月10日のレートを使用）

出所：JAKIMを中心とした各種インタビュー結果に基づき調査会社作成

【マレーシア】



水産物はハラールながら、加工を伴う場合は認証取得が望ましいとのスタンスである

規定に明記のない事項でも、技術進歩等に伴って運用レベルの判断基準は適宜更新がなされている模様。現地事業者でも正しい理解が難しい場合もあるようで、適宜、JAKIM等に確認をしながら認証取得を進める必要があると推察される。

水産物等のハラール認証に係るよくある論点とJAKIMの見解

主な論点	JAKIM回答	備考
水産物は原則ハラールと聞くと、魚種による違いはあるか？	● マレーシアの場合は、すべての魚種がハラールである。ただし、水中でも陸上でも生存可能な生物はハラームとされる(例: 亀類、甲殻類の一部等) ● 海域による違いはないが、汚染されたような海で漁獲された水産物はハラームと見なされる ● 一部の宗派ではウロコのない魚はハラールではないとされるが、マレーシアにおいてはそのような解釈はされていない	—
養殖魚は餌やワクチン等によってはハラールではなくなるか？	● 豚由来成分、イスラーム式に屠畜されていない動物由来成分、遺伝子組み換えを行った小麦等の飼料を含む餌を食べた場合、ハラールではなくなる。そのため、一定の代謝・洗浄期間が必要となり、その期間は魚種やサイズ等で一定の分類がされた日数の規定がある。(なお、ハラールかどうかの判断は宗教関係当局が主導し、マレーシア規格局やJAKIM等が科学的根拠を基に数値化・成分化してハラール認証制度にて運用されるというプロセスを経る模様) ● ただし、消費者は、そのような食品を本来は好まない可能性が高い点に留意	● 原料としての養殖魚はハラールではないという事業者もいた(事業者G)
加工の程度や方法によって、ハラールではなくなるか？	● 鮮魚はハラールである ● 冷凍してもハラールであるが、冷凍施設内での混載や空調等により、ハラールでなくなる可能性がある。そうでないことを証明して消費者に訴求する上で、ハラール認証を取得することも検討した方が良いのではないかと。ハラール認証が付加価値となる可能性がある(次ページの参考情報を参照) ● フィレや切り身へのカット、味や保存性を高めるための調味料等の利用も同様で、加工の過程でハラールでなくなる可能性があるため、ハラール認証によって消費者に訴求することにつながり得る	—

【マレーシア】



水産物はハラールながら、加工を伴う場合は認証取得が望ましいとのスタンスである

規定に明記のない事項でも、技術進歩等に伴って運用レベルの判断基準は適宜更新がなされている模様。現地事業者でも正しい理解が難しい場合もあるようで、適宜、JAKIM等に確認をしながら認証取得を進める必要があると推察される。

水産物等のハラール認証に係るよくある論点とJAKIMの見解

主な論点	JAKIM回答	備考
アルコールの使用は認められないのか？	● 食品の品質改善を目的としたアルコール(エチルアルコール)は0.5%、自然発酵で発生するアルコールは1.0%まで、含有を認めるようにしている ● 洗浄や消毒に使用する場合、工業用アルコール(エチルアルコール)の使用を認める	● 禁止されているため、工場では洗浄も含めて、一切アルコールは使用していないという事業者もいた(事業者P)
物流に関する参考情報(他調査事業での収集情報)	● 倉庫・物流のMS規格が制定され、日系企業では現地の日本通運が認証取得を受けて注目を浴びたが、マレーシア国内ではまだ倉庫・物流に関するハラール認証の事例は限定的な状況。ただし、運用上、ハラールでないものとは梱包、コンテナ、トラック等を可能な限り分けるという事業者固有の努力はなされている ● 日本国内から輸出する場合の倉庫・物流も同様で、一部の日系企業が日本の認証機関のハラール認証を取得しているが、採算性が取れるだけの物流に至っていないため、特別なオーダーに対してのみ対応していることがほとんどの状況	—



【マレーシア】

食肉と異なり、水産物等のハラール認証は任意なため、要否の検討が必要となる

食肉は輸入時の法規制としてハラール認証が必須であるが、水産物等のハラール認証はあくまで任意である。ハラール認証されていた方が消費者に選択される可能性は高まるが、認証の要否や認証機関の選定は十分に検討すべきである。

ターゲット消費者層とハラール認証の必要性の関連性(イメージ)

現地のムスリム

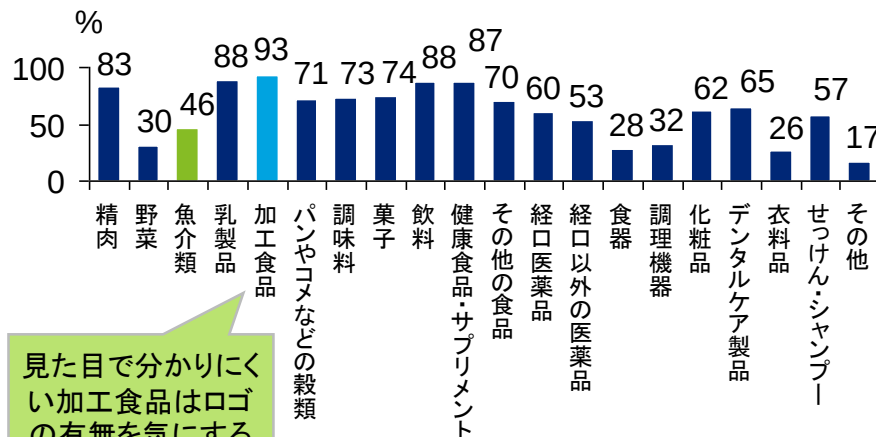
1. 鮮魚⇒**認証不要(認証の効果は期待できず)**
2. 冷凍魚(一尾魚)⇒**認証不要(認証の効果は期待できず)**
3. カット等の加工がされているが調味液の添加等がされていないと分かる商品
⇒**一部の消費者には認証の効果は期待できる可能性もある**
4. 表面等に調味液の添加等が認められる商品⇒**認証の効果は期待できる**
5. フィッシュボール等の見た目では原材料が魚であると分かりにくく調味液等の添加が確実な商品
⇒**認証の効果は期待でき、認証がなければ消費が限定されるおそれ**

ターゲット・商品
によってハラール
認証の要否は
異なる可能性

その他の消費者
(中華系、在留邦
人等)

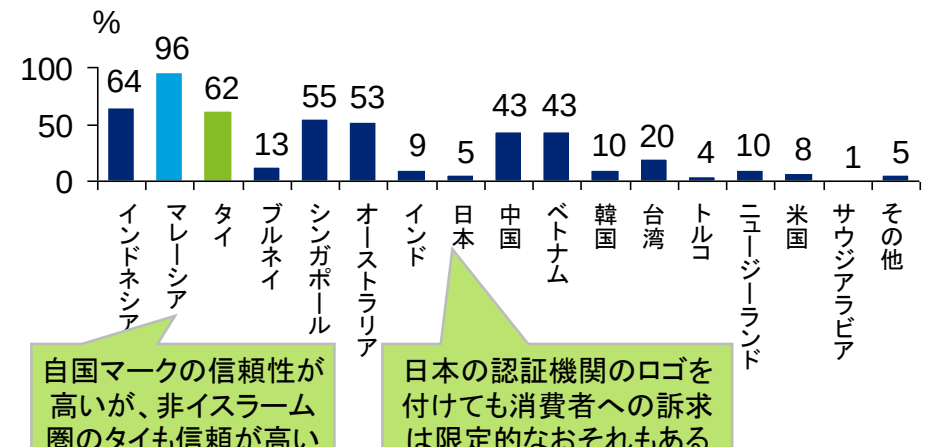
ハラール認証が
そもそも不要
(輸入時の規制に
もなっていない)

ハラール認証ロゴを確認してから購入する品物



見た目で分かりにくい加工食品はロゴの有無を気にする

信頼できる国・地域のハラール認証ロゴ(5つ回答)



自国マークの信頼性が高いが、非イスラーム圏のタイも信頼が高い

日本の認証機関のロゴを付けても消費者への訴求は限定的なおそれもある

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

視察先小売店の状況 1/7



視察先小売店の状況(まとめ)

店名		日系スーパーA
ランク		高級
所在地		クアラルンプール中心部の高級モール内
特徴		- 客層は中華系、日系、欧米系、マレー系と幅広い - 生鮮のラインナップが多いのが特徴で、水産物等の売り場面積も広い。日本産を含め、取扱商品も多い。仕入元は平島水産等で、生鮮であっても品質は日本で購入するのとほぼ同等 - 調査時は、生鮮では北海道産のイクラやホタテ、干物や各種加工品が多く売り場に並んでいた - 白身は人気がなく、サーモンやマグロのトロ等が人気。干物は腐ったものとの誤解からあまり売れない。カニカマはよく売れる。ウナギは台湾産で脂が強い。スズキ等の近海で水揚げされる魚は安価に提供 1個7~8RMでおにぎりビジネスの展開を検討中
ハラール認証状況	鮮魚	ハラール認証はされていない
	冷凍魚	丸ごとのものはハラール認証されていない。切り身は2割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	日本産3割、海外産7割程度で、海外産はほぼハラール認証されていた
	加工品	加工品は7割程度がハラール認証されていた。フィッシュボール等の冷蔵品は9割程度、ハラール認証されていた
	冷凍食品	7割程度の商品がハラール認証されていた。日本からの輸入品と思われるものはハラール認証がなかった
	共通	認証元はJAKIMが主で、次いでCICOTもよく見られた

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】 視察先小売店の状況 2/7



視察先小売店の状況(日系スーパーAの続き)



日本産の水産加工品コーナー



韓国産K-FISHコーナー



海外産の缶詰コーナー



日本産の缶詰コーナー



KIBUNの生食用カニカマ



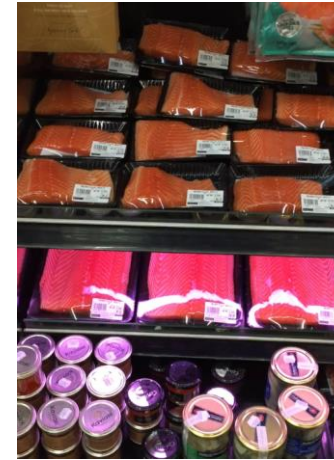
左記カニカマはCICOTのハラル認証商品

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

視察先小売店の状況 3/7

視察先小売店の状況(まとめ)

店名		その他のスーパーB
ランク		高級
所在地		バンサー地区（各国からの駐在員も多いエリア）
特徴		- 客層は欧米系、中華系、日系、マレー系と幅広い - 欧米系の商品の品揃えが比較的多い - 中規模ではあるが、食品から生活用品まで幅広い品揃え - 鮮魚コーナーはそれほど大きくなく、販売されている魚の種類もそれほど多くなかった
ハラール認証状況	鮮魚	ハラール認証はされていない
	冷凍魚	丸ごとのものはハラール認証されていない。切り身は2割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	欧米産と見られるものはハラール認証無しで4割、その他のスーパーでも見かけるハラール認証商品が6割程度
	加工品	加工品は7割程度がハラール認証されていた
	冷凍食品	7割程度がハラール認証されていた
	共通	認証元はJAKIMが主で、次いでCICOTもよく見られた



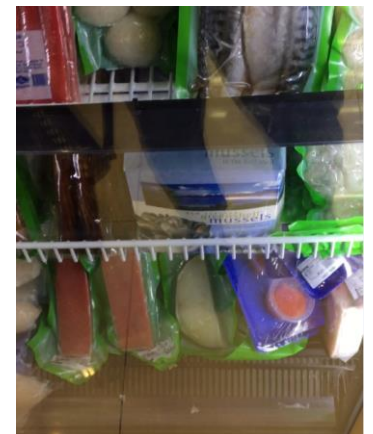
切り身と瓶詰の棚



切り身と加工品の棚



冷凍食品のコーナー



冷凍切り身等のコーナー

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

視察先小売店の状況 4/7

視察先小売店の状況(まとめ)

店名		その他のスーパーC
ランク		中級～高級
住所		クアラルンプール中心部の高級モール内
特徴		・ 客層は中華系、マレー系ともに多い ・ 中規模ではあるが、食品から生活用品まで幅広く品ぞろえされていた ・ 鮮魚コーナーはそれほど大きくなく、販売されている魚の種類もそれほど多くなかった
ハラール認証状況	鮮魚	・ ハラール認証はされてない
	冷凍魚	・ 丸ごと(ドレス)のものはハラール認証されていない。切り身は2割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	・ ほとんどがハラール認証されていたものの、メーカーによって認証元が異なっていた。Waitoroseの缶詰も売られていたが、こちらはハラールマークはなかった
	加工品	・ ほとんどの商品がハラール認証されていた
	冷凍食品	・ フィッシュボール類の扱いのみで、すべてがFIGO社の商品でJAKIMマーク付きであった
	共通	・ 認証元はJAKIMが主で、CICOT(タイのハラール認証機関)、MUI(インドネシアの認証機関)も見られた



冷凍食品



缶詰

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

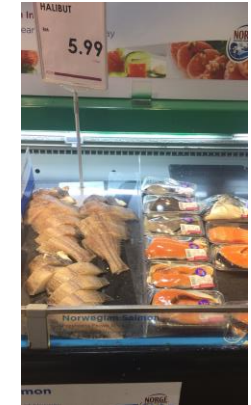
視察先小売店の状況 5/7

視察先小売店の状況(まとめ)

店名		日系スーパーD
ランク		中級～高級
住所		ワンウタマ地区
特徴		・ 客層は中華系、マレー系ともに多い ・ 店内は広く、取扱商品数も多く、日本産品の取扱も多い ・ 鮮魚コーナーには水槽があり、生きている魚を購入し、その場でさばいてもらうこともできる
ハラール認証状況	鮮魚	・ ハラール認証はされていない
	冷凍魚	・ 丸ごと(ドレス、セミドレス)のものはハラール認証されていない。切り身は2割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	・ 缶詰はほぼ100%、ハラール認証がなされていた
	加工品	・ 加工品は7割程度がハラール認証されていた。フィッシュボール等の冷蔵品は9割程度、ハラール認証されていた
	冷凍食品	・ 7割程度がハラール認証されていた。日本からの輸入品と思われるものはハラール認証がなかった
	共通	・ 認証元はJAKIMが主で、次いでCICOTもよく見られた



生きた魚での販売



鮮魚コーナー



冷凍されたフィレ



冷凍カニカマ

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

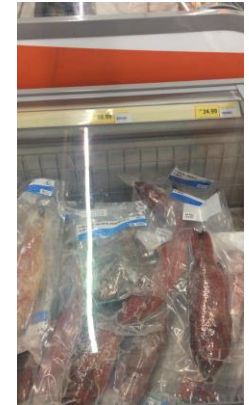
視察先小売店の状況 6/7

視察先小売店の状況(まとめ)

店名	その他のスーパーE	
ランク	中級	
住所	パンダン地区	
特徴	- 客層は中華系、マレー系ともに多い - 店舗は非常に大きく、生活用品も販売されている - 鮮魚コーナーでは、魚のカットをその場で行い、販売もされている	
ハラール認証状況	鮮魚	ハラール認証はされていない
	冷凍魚	丸ごと(ドレス)のものはハラール認証されていない。切り身は4割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	- ほぼ100%ハラール認証されていた - 認証元はJAKIMが主で、次いでCICOTもよく見られた。その他、MUI、清真(中国)のハラールマークもあった - 缶詰ではTESCOのPBもあり、ハラール認証は清真であった
	加工品	9割程度、ハラール認証がなされていた
	冷凍食品	9割程度、ハラール認証がなされていた
	共通	認証元はJAKIMが主で、CICOT、MUIも見られた



鮮魚コーナー



冷凍魚



缶詰



冷凍食品

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売状況】

視察先小売店の状況 7/7

視察先小売店の状況(まとめ)

店名	その他のスーパーF	
ランク	中級	
住所	プタリンジャヤ地区	
特徴	- 客層はマレー系が中心で、中華系は少ない - フィッシュボールなど主に中華系が食べる食品については取扱が少なかった - 鮮魚コーナーには主に近海で取れたと思われる魚が販売されていた	
ハラール認証状況	鮮魚	ハラール認証はされていない
	冷凍魚	丸ごと(ドレス、セミドレス)のものはハラール認証されていない。切り身の一部はハラール認証されてものもあった
	缶詰	- 缶詰はほぼ100%ハラール認証がなされていた - マタハリのPBも見られ、ハラール認証は清真であった
	加工品	フィッシュボールなどの冷蔵品もほぼ全てがハラール認証されていた
	冷凍食品	取扱いが少なかったが、ハラール認証されていた
	共通	- マレー系が顧客の中心のため、ハラール認証の商品を多く扱っている - 認証元はJAKIMが主で、次いでCICOTもよく見られた。その他、MUI、清真(中国)のハラールマークもあった



鮮魚コーナー



冷凍魚



冷凍食品



フィッシュボール



【クアラルンプールの飲食店における水産物等の販売状況】

季節に応じて、多様な魚種を日本からも輸入していた

視察先飲食店の状況

店名		現地系の日本食レストラン
ランク		中級～高級
ジャンル		日本食レストラン・居酒屋（ポークとラードは使用しないがアルコールは販売）
経営者と開業の背景		中華系マレーシア人。築地や唐戸の市場で最高品質の食材を使っているシーフードレストランで食事をしたことで触発されて開業
客層		中華系90% マレー系3% インド系2% 他5%。年齢は20～60歳代。ビジネスユース及びファミリーユースが多い
人気のメニュー		刺身盛り合せRM220（約5,600円）、カマトロ グリルしたマグロカマ RM99（約2,520円） サーモン刺身 RM36（約920円）、季節の魚のグリルプレート RM116（約2,950円）等
日本産の仕入	サプライヤー	日本からの輸入魚を扱っている地元サプライヤー
	仕入方法	空輸された丸ごとの鮮魚を冷蔵で仕入れ
	現在の主な取扱い魚種	イシガキダイ、ホウボウ、カサゴ、鰺、ウニ、小鯛、鯛、カンパチ、真タイ、ホッケ、秋メバル、鰈、生トロ、イサキ、黒メバル、タラ貝、つぶ貝、金目鯛、ミル貝、シマアジ 他
	今後取扱いしたい魚種	鮮度や品質維持、価格等を理由に、季節ごとの市場に応じて仕入れており、今後も同様
日本産以外の仕入	サプライヤー	地元サプライヤー
	仕入方法	丸ごとの鮮魚を冷蔵で仕入れ
	現在の主な取扱い魚種	地元の味の嗜好に合わせるために、レストランでは多くの種類の魚を使っている。魚は、マレーシア全土からと日本からの輸入しているものがほとんど
	今後取扱いしたい魚種	魚はサプライヤーから購入しているので、取り扱っている魚種は、季節ごとに、サプライヤーが持っている在庫に拠る



店舗外観



店舗内観



店内の生簀コーナーでは、そのままテイクアウトすることも、調理してもらって店内で食べることも可能

【MS1500:2009(参考訳)】 1/3

MS 1500:2009

ハラール食品の製造、準備、取扱い、貯蔵における一般指針 (第2改訂版)

1 対象範囲

本マレーシア基準は、食品産業におけるハラール食品(栄養補助食品を含む)の準備と取扱いについて実用的な指針を示し、マレーシアにおけるハラール食品および食品に関する貿易や取引について基本要件を示している。

注釈: 本基準は、認証に必要なすべての要件を定めているわけではない。ハラール認証の取得には、マレーシアの所轄官庁との調整が必要である。

2 定義

本基準では、下記に定める定義を用いる。

2.1 イスラム法(シャリア法)

2.1.1 イスラム法とは、義務、選択の自由、または*al wadh'u'*に対して責任がある(*mukallaf*)人々の行為に関するアラーの命令である。

2.1.2 マレーシアの法律により定められているイスラム法とは、シャーフイー学派のイスラムの法律、またはその他学派(マリーク学派、ハンバル学派、ハナフィー学派)のイスラムの法律を指し、それらは、マレーシア国王が承認し連邦直轄領で施行、または各州の統治者が承認し各州で施行される。または、イスラム教の権威ある法学者が承認したファトワを指す。

2.2 ハラール

実行者に罰を科さない、イスラム法で許されているものや行為を指す。

2.3 ハラール食品

ハラール食品とは、イスラム法で許されていて、かつ下記条件を満たしている食品、飲料、および/またはそれらの原料を指す。

- イスラム法で非ハラールと定められている動物の一部または製品を一切含有していないこと。また、イスラム法に準拠せずに屠殺された動物の一部または製品を一切含有していないこと。
- イスラム法に従い、ナジス(不浄)を含有していないこと。
- 食用として安全であり、毒性や中毒性がなく、健康に無害であること。
- イスラム法に従い、ナジスに汚染された設備を使用して準備、処理、製造された食品でないこと。
- 人体の一部、またはイスラム法で認められていない派生物を一切含有していないこと。
- 準備、処理、取扱い、包装、貯蔵、流通の作業の際、上記a)~e)の要件を満たしていないその他食品、およびイスラム法でナジスと判断されたその他物質とは、ハラール食品を物理的に分け隔てること。

2.4 ナジス(不浄)

2.4.1 イスラム法でナジスと判断されるものには以下が含まれる。

- 犬、豚、およびそれらの子孫
- 非ハラールであるものに汚染されたハラール食品
- 非ハラールであるものと直接接触したハラール食品
- 人間または動物の開口部から排出されたあらゆる液体および物質、例: 豚や犬の尿、血液、嘔吐物、膿、胎盤、排泄物、精液、卵子。但し、その他動物の精液や卵子は除く。

¹ *Al wadh'u'*とは、いかなるイスラム法においても、実行する前に行うべき必須要件を指す。例: 礼拝の時間を忠実に守ることは、祈りを捧げる者にとって正当な要件である。

注釈: 犬や豚以外の人間や動物の乳、精液、卵子は、ナジスではない。

- e) 腐肉やイスラム法に準拠せずに屠殺されたハラール動物
- f) *khama²*や*khama*を含有または混合した食品や飲料

2.4.2 ナジスには下記3つのタイプがある。

- a) ムガラザ(*mughallazah*)とは、重度のナジスで、犬や豚(*khinzir*)、それらの開口部から排出されたあらゆる液体や物質、それらの子孫、およびそれらの派生物
- b) ムカッファファ(*mukhaffafah*)とは、軽度のナジスで、このカテゴリーにおける唯一のナジスは、母乳以外を体内に入れたことがない2歳以下の男児の尿
- c) ムタワッシタ(*mutawassitah*)とは、中度のナジスで、重度にも軽度にも該当しないもの。嘔吐物、膿、血液、*khama*、腐肉、開口部から排出された液体および物質などを指す。

2.5 屠殺

イスラム法に準拠した屠殺行為とは、動物の気管(*halqum*)、食道(*mari'*)、頸動脈、および頸静脈(*wadajain*)を切断し、血抜きや死を早めることをいう。

2.6 所轄官庁

所轄官庁とは、政府から受託し、所定の要件に準拠して特定業務を実施する機関である。

注釈: マレーシアには、複数の所轄官庁があり、イスラムに関する問題、ハラール認証、動物衛生、公衆衛生、食品の安全などの各領域を担当している。

2.7 提供施設

あらゆる食品の準備、屠殺、処理、取扱い、包装、貯蔵、流通、および販売に関連して使用される、あらゆる建物、建築物、恒久的または土地と一緒にになった建物や建築物、および隣接地を指す。

3 要件

3.1 管理責任

3.1.1 管理側は、ムスリム人でハラールの行政官を指名、またはムスリム人からなる委員会を設立すること。行政官または委員会には、ハラールの内部統制制度の施行の実効性を確保する責任がある。

3.1.2 彼らがハラールの原則とその適用について教育を受けることを管理側は徹底すること。

3.1.3 ハラールの統制制度を施行するにあたり、管理側は十分なリソース(人材、施設、資金面、インフラ)の提供を徹底すること。

3.2 提供施設

各工程において、製品汚染リスクを管理し、使用目的に合った使用がされるよう、提供施設は設計、建設、改築されていること。

3.2.1 提供施設の設計は、適切な工程・作業が行えて、衛生面・安全面が良好に保たれていること。工程間・工程中の害虫の侵入や二次汚染の阻止も含む。

3.2.2 原料の入荷から完成品ができるまでの製品工程において、二次汚染を防ぐこと。

3.2.3 提供施設は、洗浄や食品衛生の適切な監視が容易に実施できるように設計されていること。

3.2.4 衛生管理の行き届いた施設が提供・維持されていること。

3.2.5 腐敗しやすい製品を効率的に輸送するため、貨物を積み下ろしする港は、適切に設計されていること。

² アルコール飲料や人を酩酊させるもの

【MS1500:2009(参考訳)】 2/3

と。

3.2.6 提供施設は、害虫の侵入を防ぎ、潜在的な繁殖場所を排除するため、十分に整備された状態を保っていること。

3.2.7 提供施設は、養豚場やそこでの作業から有効かつ十分に分け隔てられた場所にあり、作業員や設備を介した二次汚染を防いでいること。

3.2.8 屠殺や食肉処理をする施設は、ハラール食品専用の屠殺場や食肉処理場であること。

3.2.9 骨抜、切断、包装、貯蔵などの層処理は、同じ屠殺場、または本基準の要件を順守した所轄官庁の認定を受けている施設で行われていること。

3.2.10 ペットやその他の動物の施設内への立ち入りは慎むこと。

3.3 装置、用具、機械、加工助剂

3.3.1 ハラール食品に使用する装置、用具、機械、および加工助剂は、容易に洗浄できるように設計・製造されていること。それらは、イスラム法でナジスと判断された材料で作られていなくても、含有していてもいいこと。また、それらをハラール食品専用として使用すること。

3.3.2 過去にナジス(al-mughallazah)に使用または接触した装置、用具、機械、および加工助剂は、イスラム法で定められている通り、洗浄し、儀式的に清めること(別紙Bを参照)。

3.3.3 ナジス(al-mughallazah)ラインまたはナジス(al-mughallazah)に汚染された処理ラインを、ハラール食品の生産ラインに変更する場合は、イスラム法で定められている通り、その生産ラインを洗浄し、儀式的に清めること(別紙Bを参照)。所轄官庁の監督・確認立ち合いの下、この措置を取ること。変更完了後の生産ラインは、ハラール食品専用で使用されること。ナジス(al-mughallazah)ラインに戻したり、再度ハラール生産ラインに変更したりする繰り返しの変更は認められない。

3.4 衛生、公衆衛生、食品の安全

3.4.1 衛生、公衆衛生、食品の安全は、ハラール食品を準備する上で前提条件である。個人の衛生意識、衣服、装置、用具、機械、加工助剂、および食品を処理・製造・貯蔵する施設など、あらゆるものが対象となる。

3.4.2 ハラール食品製造業者は、下記の措置を取ること。

- a) 作業に入る前に、原材料、原料、包装資材の検査および仕分けをする
 - b) 廃棄物を適正に処理する
 - c) 有害な化学物質を適切に保管し、ハラール食品から分け隔てる
 - d) プラスチック、ガラス、機械の金属片、埃、有害ガス、有害煙霧、不要な化学物質といった異物が食品に混入することを防ぐこと
 - e) 許可されている食品添加物を過剰に使用しないこと
- 製造や処理の段階において、必要に応じて適切な検出装置やスクリーニング装置を使用すること。

3.4.3 適正衛生規範(GHP)、適正製造規範(GMP)、またはマレーシアの適正製造規範(Garis Panduan Amalan Pengilangan Yang Baik)、マレーシア保健省、MS 1514やMS 1480、マレーシアの所轄官庁により施行されている保健法などに則して認可された提供施設で、衛生的な環境の下、ハラール食品は、処理、包装、流通されなければならない。

3.5 ハラール食品の処理

3.5.1 ハラール食品・飲料の原料

3.5.1.1 動物

動物は、下記の2つのカテゴリに分類される。

3.5.1.1.1 陸生動物

下記を除くすべての陸生動物は、食品としてハラールである。

- a) イスラム法に準拠せずに屠殺された動物
- b) ナジス(al-mughallazah)の動物(例:豚、犬、それらの子孫)
- c) 虎、熊、象、猫、猿などの長く鋭い歯や牙を持つ捕食動物
- d) 鷲、鷹などの猛禽類
- e) ネズミ、ゴキブリ、ムカデ、サソリ、ヘビ、カリバチ、およびそれらに類似した動物などの害虫や有毒動物
- f) ハチ(al-nahlah)、キツツキ(hud-hud)など、イスラムでは屠殺されることが禁じられている動物
- g) シラミやハエなどのひどく不快に思われている生物
- h) 意図的かつ継続的にナジスを餌として与えられ、飼育されたハラール動物
- i) ロバやラバなど、イスラム法で食べることが禁じられているその他動物

3.5.1.1.2 水生動物

水生動物とは、魚など、水中に生息し、それ以外の場所では生息することができない動物を指す。すべての水生動物はハラールである。但し、有害、中毒作用、健康を害する水生動物は除く。ワニ、カメ、カエルなどの両生動物はハラールではない。ナジスに生息、または意図的および/または継続的にナジスを餌として与えられた水生動物は、ハラールではない。

3.5.1.2 植物

あらゆる種類の植物、植物性製品、およびそれらの派生物は、ハラールである。但し、有害なもの、中毒作用のあるもの、健康を害するものは除く。

3.5.1.3 キノコおよび微生物

あらゆる種類のキノコ、微生物(例:バクテリア、藻類、菌類)、およびそれらの副産物、および/またはそれらの派生物は、ハラールである。但し、有害なもの、中毒作用のあるもの、健康を害するものは除く。

3.5.1.4 天然鉱物および天然化学物質

すべての天然鉱物および天然化学物質はハラールである。但し、有害なもの、中毒作用のあるもの、健康を害するものは除く。

3.5.1.5 飲料

あらゆる種類の水や飲料は、飲料としてハラールである。但し、有害なもの、中毒作用のあるもの、健康を害するものは除く。

3.5.1.6 遺伝子組み換え食品(GMF)

遺伝子組み換え生物を使った製品や副産物、またはイスラム法で非ハラールとなる動物の遺伝物質から生成された原料は、ハラールではない。

3.5.1.7 上記3.5.1.1.2および3.5.1.2で要件が定められているものの、イスラム法で認められている通り、処理の段階で毒素や毒物が取り除かれれば、有毒な水生動物や植物から作られた製品はハラールである。

3.6 ハラール食品の貯蔵、輸送、陳列、販売、供給

【MS1500:2009(参考記)】 3/3

3.6.1 貯蔵、輸送、陳列、販売、および／または供給されるすべてのハラール食品は、ハラールとして区別・表示され、非ハラールのものの混入や汚染を阻止するため、全工程において分け隔てること。

3.6.2 ナジス(al-mughallazah)から作られた製品は、それ専用の場所に貯蔵すること。

3.6.3 保税トラックなどの輸送車は、ハラール食品専用かつ適切に扱われ、衛生・公衆衛生の条件を満たしていること。

3.7 包装、表示、広告・宣伝

3.7.1 ハラール食品は、適切に包装されていること。包装資材は、ハラールの性質を持ち、下記要件を満たしていること。

- a) 包装資材は、イスラム法でナジスと定められている原料を使用していないこと。
- b) イスラム法でナジスと定められているものに汚染された設備を使用して準備、処理、製造しないこと。
- c) 準備、処理、貯蔵、輸送の段階において、上記a)やb)の要件を満たさないその他食品、およびイスラム法でナジスと定められているその他のものとは、物理的に分け隔てること。
- d) 包装資材は、ハラール食品に中毒作用を与えるようなものではないこと。
- e) 包装のデザイン、表示、記号、ロゴ、名前、画像は、誤解を招いたり、イスラム法の原則に反するようなものでないこと。

3.7.2 包装作業は、清潔かつ衛生的な方法で、徹底した衛生環境下で行われること。

3.7.3 製品と直接接触する表示資材は、無害かつハラールであること。

3.7.4 ハラール食品やハラール人工香料は、ハム、バクテー、ベーコン、ビール、ラム酒など、混乱を招きかねない非ハラール製品にちなんだ名前を付けたり、同義語として名前を付けないこと。

3.7.5 容器には明瞭かつ消えないようにマークを付けること。また、下記情報が記載されたラベルが容器に貼付されていること。

- a) 商品名
- b) 正味容量(国際単位系のメートル法で記載)
- c) 製造業者、輸入業者、および／または卸業者の会社名および住所、商標登録
- d) 原料リスト
- e) 製造日および／またはバッチ番号を特定できるコード番号、賞味期限
- f) 原産国

3.7.7 広告・宣伝は、イスラム法の原則に反するものであってはならない。また、イスラム法に反する下品な要素を表示しないこと。

3.8 法的要件

現在マレーシアで施行されているその他関連要件を含め、製品はあらゆる面において法律を順守していること。

4 コンプライアンス

本基準を順守していると判断された製品は、本基準の第3項を順守していることとなる。必要とみなされれば、所轄官庁による立入り検査を実施してそれを確認すること。

5 ハラール認証

ハラール認証は、マレーシアの所轄官庁により発行される。

6 ハラール認証マーク

マレーシアの所轄官庁により承認を受けた各製品には、当該官庁のハラール認証マークが付けられ、本基準の要件に合致している製品であることを証明している。

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 1/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

4. マレーシアのハラール認証取得要件

申請企業または製造業者は下記を順守していること

4.1 マレーシア企業委員会 (SSM) / Malaysia Co-operative Societies Commission / その他政府機関に登録している

4.2 地方自治体 (PBT) から事業許可、および政府機関から証明書を取得している

4.3 申請前に本格的に稼働している

4.4 ハラール製品のみを生産および／または取扱っており、所定のハラール基準を順守している

4.5 原材料の供給源はハラールである。また、ハラール材料を供給しているサプライヤーまたは一般に認められているハラール認証を取得しているサプライヤーを選定している

4.6 工場や施設で生産されるあらゆる種類の製品やメニューが申請の対象となっている

4.7 対象製品を別の販売形態で申請する場合、申請書と一緒に一般に認められているハラール認証も提出している

4.8 申請の対象外となるものは、下記の通りである

- i. 非ハラール製品
- ii. 標準基準／指針に則していない申請書
- iii. ハラール製品と非ハラール製品の両方を生産・流通している企業
- iv. ハラール製品と非ハラール製品のブランドが類似している
- v. 製品・食品を取扱う施設が、宗教や社会に対してネガティブな影響を与えている (例: カラオケセンター、エンターテインメントセンター、薬物、タバコ、毛髪染剤、マニキュアなど)
- vi. 鮮魚、新鮮な野菜や卵など、一切何の加工もされていない天然物

15

- vii. 肥料や動物の飼料
- viii. 瀬戸物
- ix. 紙
- x. 非ハラール製品と同じ名称または同義である、または紛らわしい用語が使われている製品 (例: ハム、バクチャー、ベーコン、ビール、ラム酒、ホットドッグ、チャーシューなど)
- xi. マレーシアでいかなる手続きも踏まずにラベルが貼り替えられた地方完成品や輸入完成品
- xii. イスラム法でハラームと定められている料理を準備した調理施設、食品を取扱う施設、食事のケータリングサービス
- xiii. 研究開発 (R&D) の早期段階にある製品
- xiv. 信仰からの逸脱、迷信、欺瞞につながりうる製品
- xv. 豚肉を使用したメニューを提供している調理施設があるホテル

4.9 上記 4.8 項の(i)ではない製品で、下記基準を満たす参照基準／指針がない製品は、検討の対象になりうる

- i. 食品に直接関連性がある
- ii. 製造材料／原材料の供給源がハラールか非ハラールか不明なもの
- iii. 食品製造の段階で、加工助剤として使用される
- iv. 認証を受けても混乱をきたさないもの
例: 浄水器、洗剤、表面消毒剤、潤滑剤 (食品等級)、漂白土、ミョウバン、ガス

16

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 2/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

5. 認証取得における一般要件

5.1 原料／原材料／加工助剤の要件

- i. 原料や原材料の供給源がハラールで、安全である
- ii. 原料や原材料の供給源が動物の場合は、有効なハラール認証を取得していること
- iii. 供給源が動物由来の原料の輸入品の場合は、マレーシア・イスラム開発局 (JAKIM) および獣医局 (DVS) の認可を受けた工場から輸入したものであること
- iv. ハラール認証がない原料は、漏れなく詳細を記すこと (材料組成、フローチャート、原料の供給源)
- v. 原料、加工助剤、製品／メニューは、申請書に詳細に明記されていること
- vi. 非ハラール原料／原材料を施設内に保管することは認められない

5.2 加工

- i. 申請対象の製品は、最新の生産記録に合致して生産されていること
- ii. 製品の準備、取扱、加工、包装、貯蔵、輸送の際、製品はイスラム法に定められている要件を順守しており、汚染されていないこと。また、適正製造規範 (GMP) や適正衛生規範 (GHP) も順守していること
- iii. 原料／製品を非ハラールの材料／原料や供給源がハラールか定かではないものと混合しないこと
- iv. 使用する輸送車は、ハラール製品専用であること
- v. 動物の毛から作られた器具やブラシを使用してはならない

17

5.3 包装・表示

- i. 各包装ラベルは、目立つように、明確に、消えないように印字されていること
- ii. 規定、法令、関連基準を順守し、包装ラベルには下記情報が印字されていること
 - a. 製品名
 - b. マレーシア標準 (MS) 番号およびファイル参照番号 (下 10 桁) が入ったマレーシアのハラールロゴ
例: 食製品カテゴリー



MS1500:
2009
1059-02/
2008

- c. 正味容量は (国際単位系の) メートル法で記載すること
 - d. 製造業者、輸入業者、および／または卸業者の会社名および住所、商標登録
 - e. 原材料リスト
 - f. 製造日および／または製造バッチ番号を示すコード番号、賞味期限
 - g. 原産国
- iii. 表示や広告は、イスラム法の原則に反するものであってはならない。また、イスラム法と相反する下品さを強調するようなものであってはならない
 - iv. イスラム教ではない宗教的な祝祭やエンブレムに関連させて、マレーシアのハラールロゴを販促物に使用してはならない
 - v. 製品名には、「ハラール」という言葉や、宗教や神の要素がある名称を使用してはならない
 - vi. 包装資材は、ナジスに分類される材料から作られていないこと

18

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 3/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

5.4 工場

- i. 害虫や野生動物の侵入を阻止、または工場エリアとして留まるため、工場の敷地はフェンスで囲まれ、制御装置が設置されていること
- ii. 使用する設備は、ナジスや有害な物質に汚染されていないこと。また、生産する製品に副次的影響をもたらすものではないこと
- iii. 工場内の設備やモノは整理整頓され、製品の生産作業中、安全であること
- iv. 工場の敷地内に作業員が居住することは認められない。もし居住が必要な場合、作業員用の住居は、下記を満たしていること
 - a. 工場とは別棟である
 - b. もしくは工場と同一の建物の場合、作業場とは別の入口が設けられていること
 - c. 作業員の住居と作業場は直接通路でつながっていないこと
 - d. 作業員の出入りが把握できる制御装置があること
- v. 非ハラール食品／飲料を工場の敷地内に持ち込むことは認められない
- vi. 動物飼育センター、下水処理場、非ハラールの材料を加工する施設からの汚染を阻止する有効な制御システムが工場に設置されていること
- vii. 蒸留酒が原料の酒や材料を工場の敷地内に持ち込むことは厳しく禁じられている

19

5.5 食品を取扱う施設

- i. 使用する設備は、ナジスに汚染されていない、有害な物質を一切含んでいないこと。また、生産する製品に副次的影響をもたらすものではないこと
- ii. 動物の毛から作られた器具やブラシを使用してはならない
- iii. 工場内の設備やモノは、整理整頓され、安全であること
- iv. 施設敷地内に作業員が居住することは認められない。もし居住が必要な場合、作業員用の住居は、下記を満たしていること
 - a. 施設敷地とは別の入口を設けていること
 - b. 作業員の住居と施設敷地は直接通路でつながっていないこと
 - c. 作業員の出入りが把握できる制御装置があること
- v. 非ハラール食品／飲料を施設敷地内に持ち込むことは認められない
- vi. 非ハラールの材料を処理／準備する施設からの汚染を阻止する有効な制御システムが敷地内に設置されていること
- vii. レストランのチェーン店／フランチャイズ店／フードコート向けのすべての集中調理施設や直営店は、ハラール認証取得の対象となる
- viii. 貯蔵エリアを含め、ハラールの調理施設やホテルに蒸留酒が原料の酒や材料を持ち込むことは厳しく禁じられている

5.6 作業員

- i. 2009 年食品衛生規則やその他関連規則に定められている通り、作業員は、倫理規定および適正衛生規範(GHP)を順守していること
- ii. 作業員は、正式・適切な作業服を身に着けていること

20

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 4/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第 3 改訂版)

5.7 衛生システム

- i. 環境
清潔な環境で、定期的いきちんと清掃が実施され、汚染されていないこと
- ii. 設備
 - a. 使用する設備は、清潔で衛生的であること
 - b. 以前に重度のナジス (*mughallazah*) に使用・接触したことがある設備、機械器具、加工助剤は、儀式的洗浄 (*sertu*) すること
 - c. 動物の毛から作られた器具やブラシを使用してはならない
- iii. 害虫駆除
申請企業は、自社または外部に委託して定期的に害虫駆除を実施している記録がある
- iv. 清掃日程
清掃日程が組まれ、適切に管理されている

5.8 ハラールの記録

申請企業は、検査実施時に確認できる関連書類を保管している適切なファイルを示すこと

5.9 作業員への必要最低限の設備と福利厚生

経営陣は、作業員に必要最低限の設備を提供し、作業員の福利厚生に対応していること

- i. ムスリム人の作業員向けに適切な礼拝場所
- ii. 日常的に行わなければならないことや金曜礼拝を許可
- iii. 着替えが行える部屋
- iv. 食料庫

21

5.10 研修

経営陣は、ハラールに関する研修を全作業員に徹底して実施していること

5.11 管理・監視

経営陣は、2011 年 HAS に準拠して、ハラール保証システムがきちんと記録されているか管理・監視を徹底していること

5.12 礼拝に使用する用具や要素

作業場に礼拝に使用する用具や要素を持ち込むことは認められない。作業場とは、原料を入荷する場所から完成品、貯蔵エリア、供給場所までを指す

5.13 相手先商標製品製造 (OEM)

OEM 契約の申請については、下記条件に従うこと

- i. 製品／ブランド／製造権の所有者は、下記を満たすこと
 - a. 有効なハラール認証を有する工場で製品が製造されていること
 - b. 同じ製品を生産する全工場を対象にハラール認証を申請すること
- ii. 製造業者は、下記を満たすこと
 - a. マレーシアのハラール認証を取得している
 - b. 製品／ブランド／製造権の所有者は、ハラール認証を申請すること

22

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 5/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

6. スキームに沿った認証取得における特定要件

6.1 食製品／飲料／補助食品

6.1.1 基本的な参照基準

認証取得には、下記に準拠していること

- i. MS1500:2009 ハラール食品の生産、準備、取扱、貯蔵における一般指針(第2改訂版)
- ii. 1983年食品法(第281号)、1985年食品規則、および2009年食品衛生規則
- iii. イスラムに関する問題では全国ファトワ評議会の決定、または各州で判断されたファトワ(法的決定)
- iv. その他関連指針や規則

6.1.2 管理責任

6.1.2.2 多国籍企業

申請企業は下記を満たしていること

- i. 社内にハラール委員会を設置している
- ii. ハラールの執行役員を選任している
- iii. 作業員に以下を満たす少なくとも2名のムスリム人を選任している
 - a. 正社員で、マレーシア国民であり、食品の取扱・加工部門にてフルタイムで勤務している
 - b. 工場の作業部門にてシフト制で勤務する全作業員が本要件の対象となる
- iv. 2011年 HAS に準拠したハラール保証システムを設置していること

23

6.1.2.2 中規模企業

申請企業は下記を満たしていること

- i. 社内にハラール委員会を設置している
- ii. ハラールの執行役員を選任している
- iii. 作業員に以下を満たす少なくとも2名のムスリム人を選任し、彼らは下記を満たしていること
 - a. 正社員で、マレーシア国民であり、食品の取扱・加工部門にてフルタイムで勤務している
 - b. 工場の作業部門にてシフト制で勤務する全作業員が本要件の対象となる
- iv. 2011年 HAS に準拠したハラール保証システムを設置していること

6.1.2.3 小規模企業

申請企業は下記を満たしていること

- i. 以下を満たすムスリム人の管理者を選任している
 - a. 正社員で、マレーシア国民であり、食品の取扱・加工のサプライチェーンに勤務している
- ii. 以下を満たす少なくとも1名のムスリム人を選任している
 - a. 正社員で、食品の取扱・加工部門にてフルタイムで勤務

24

【MPMHC 2014 ※要求事項部分を抜粋】 6/6

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

6.1.2.4 極小企業

- 申請企業は下記を満たしていること
- i. 以下を満たす少なくとも1名のムスリム人を選任している
 - a. 正社員で、食品の取扱・加工部門にてフルタイムで勤務している

25

マレーシアのハラール認証取得における手順書 2014 (第3改訂版)

7. スキームに沿った申請手順

- 7.1 ハラール認証取得の申請書はすべて、オンライン上で MYeHALAL (www.halal.gov.my) に提出すること
- 7.2 オンライン上で申請書を提出後、マレーシア政府ハラール認証機関 (JAKIM) / 各州のイスラム教局 (JAIN) に関連書類を提出すること
- 7.3 認証の更新については、遅くとも認証の有効期限が切れる3カ月前に申請書を提出すること
- 7.4 申請書に不備がある場合、MYeHALAL で自動的に却下される
- 7.5 申請書に不備がなければ、認証料の支払いを依頼する書簡が発行される
- 7.6 レストランのチェーン店 / フランチャイズ店向けの申請書は、JAKIM が管理する

43

詳細調査(タイ:バンコクを中心として)



【タイ】

水産加工品のハラール認証にはCICOTが定めたチェック項目の充足が必要となる

マレーシアのMS1500:2009やMPMHC 2014ほどに成文化された認証規格は存在しない模様で、CICOTの担当者及びハラール認証取得事業者等のインタビューにおいても、決められたチェックリストに基づき審査が行われるとのことだった。

タイにおけるハラール認証制度の概要

項目	内容
認証機関	タイ国イスラーム中央委員会(CICOT)
適用範囲	● 加工を伴わない水産物に対しては認証不要 ● 水産加工品の場合には、その加工プロセスに対してハラール認証が行われる
適用規格	● マレーシアのMS1500:2009やESMA(UAE)規格等を参考として作成したチェックリストをもって、認証の審査を行っている(規格名等はないとのこと) ● なお、TAS 8400-2007 HALAL FOODやTHS 24000: 2552は、CICOT及びハラール認証取得事業者等のインタビューにおいて、ハラール認証では利用されていない規格とのことだった
日本国内における公認機関	● 同等の基準で認証しているとCICOTが公認した機関 ➢ 宗教法人 日本ムスリム協会 ➢ NPO法人 日本ハラール協会 ➢ 宗教法人 日本イスラーム文化センター

CICOTハラール認証チェックリストの主な内容

項目	内容
CICOT ハラール 認証 チェック リスト	要求事項の構成は次のとおり規定(詳細は付録の参考訳を参照) ● 第3部 ハラル運営の責任について ● 第4部 書類/記録に関する監査 ● 第5部 製造工程・ハラールシステムとの整合性監査 ➢ 5.1 事業者は作業手順書を作成しなければならない ➢ 5.2 ハラル標準に基づく衛生に関する基礎プログラム活動

CICOTのハラール認証をサポートする機関

機関	活動内容
The Halal Standard Institute of Thailand (HSIT)	ハラールでない成分が含まれていないかをDNA検査等で証明することになるが、その検査を行う大学内の公的検査機関(民間の検査機関でも良いが、安価かつ信頼性・透明性が高いとのことではほとんどのハラール認証に当たって利用されている)

出所: CICOTを中心とした各種インタビュー結果に基づき調査会社作成

【タイ】



ハラール認証の要件の充足以外の面では、取得・維持のハードルはそこまで高くない

認証の取得・更新費用は年間数万円程度である。タイ国内のみをターゲットにしている一部の工場を除き、タイの食品加工工場の9割以上がハラール認証を取得しているとの話も複数確認できた。

タイにおけるハラール認証手続き等

項目	内容
ハラール認証の申請先	● 食品工場のハラール認証は工場が所在する県の事務局に申請可能だが、県事務局が所在しない県の場合はCICOTに申請することになる ● CICOTによる日本国内の企業等の直接認証も制度上は可能である。ただし、CICOTとのやり取りの際の言語面や、審査のための日本訪問の旅費等のコスト等の観点から選択されておらず、実績はないとのこと（手間を上回るCICOTの認証取得メリットが考えにくい）
ハラールロゴの使用	認証ロゴを商品に明記するために必要な商品登録に関しては、CICOTのみで認証可能
ハラール認証申請に係る手数料※	● 事業所の検査（新規・更新）：1～2万タイバーツ（約3.2万円～6.5万円） ● 製品分析（1製品当たり）：1,000タイバーツ（約0.3万円） ● 交通費（県および周辺区域内の場合）：2,500タイバーツ（約0.8万円） ● ハラール認証書（タイ語、英語、アラビア語いずれも）：1,000タイバーツ（約0.3万円）
審査期間	大きな不備が無ければ、1～2か月程度
有効期限	1年（期限が切れる60日前に更新申請。期限が切れてしまった場合は新規申請扱い）

※日本円換算は1バーツ＝3.25円（2017年3月10日のレートを使用）

出所：CICOTを中心とした各種インタビュー結果に基づき調査会社作成



【タイ】

水産物はハラールだが、加工を伴う場合等はDNA検査でハラール性を担保している

ハラールでない成分の含有をDNA検査する等、技術的な手法でハラールであることを担保するように努めている模様で、そのような取組みはOICにも評価されているとの話があったが、成文化された規定等はあまり確認出来なかった。

水産物等のハラール認証に係るよくある論点とCICOTの見解

主な論点	CICOT回答	備考
水産物は原則ハラールと聞かすが、魚種による違いはあるか？	● すべての水産物がハラールである ● 海域による違いはないが、汚染されたような海で漁獲された水産物はハラームと見なされる	● 極一部の宗派は特別なことを気にするが、コーランに書かれていないため、タイでは魚種やサイズは関係なく水産物はハラールとの意見もあった(HSIT※)
養殖魚は餌やワクチン等によってはハラールではなくなるか？	● 養殖魚については、餌や薬等の与えているものの由来等の証明が必要である	● ワクチンの検査証が必要であり、動物の骨を粉砕した餌が与えられてはいけないとの事業者もいた(事業者C)
加工の程度や方法によって、ハラールではなくなるか？	● 日本側で一定の加工をしたものを輸出する場合で、それ以上のカットや加工を伴わないような状態で輸出する場合は、日本でのハラール認証が必要 ● 水産物であっても、頭や尾を落としただけであれば、あくまで原材料としての輸出であるので日本でのハラール認証は不要。日本のハラール認証機関の認証で構わないが、CICOT公認機関の認証であればCICOT側の確認は簡単なもので済ませられる	● 殺し方も監査され、電気や頭をたたいて殺す方法は認められないという事業者もいた(事業者C)
アルコールの使用は認められないのか？	● 消毒目的のアルコールであれば問題ない ● 保存や調味を目的とした添加は、基準内(担当者は0.5%と認識)であれば含有されていても問題ない	● アルコールは、タイの工場では一般的に使われているが、用途は消毒に限られるという事業者もいた(事業者C)
物流においてどのような対応が必要か？	● タイのハラール認証工場で使われる原材料を輸出する場合、魚丸ごとでもCICOTに対する原材料としての証明が必要。倉庫、輸送、冷凍方法等の情報提供が必要であるが、証明書等は不要。本当に問題が無いかはラボ検査(製品・原材料)で確認される。なお、日本側でのハラール認証は不要	—

出所：CICOTを中心とした各種インタビュー結果に基づき調査会社作成。※：HSITは、The Halal Standard Institute of Thailandの略

【(参考)バンコクの小売店における水産物等の販売状況】

視察先小売店の状況

視察先小売店の状況(まとめ)

店名	現地系スーパーG	
ランク	高級	
住所	サイアム地区	
特徴	- 客層はタイ人が中心ながら、欧米系、中華系、日系等も若干見受けられ、非常に幅広い。土産需要か、観光客らしき客も多かった - 店舗は広く、食品から生活用品まで幅広い品揃え - 鮮魚コーナーはそれほど大きくなかったが、缶詰や冷凍食品の品揃えは豊富	
ハラール認証状況	鮮魚	・ ハラール認証はされていない
	冷凍魚	・ 丸ごとのもの(ドレス)はハラール認証されていない。切り身は2割程度でハラールシールが貼られていた
	缶詰	・ ほとんどのものがハラール認証されていた
	加工品	・ 加工品は6割程度がハラール認証されていた
	冷凍食品	・ 7割程度がハラール認証されていた
	共通	・ 認証はCICOTが中心で、JAKIMや清真(中国)も若干見受けられた



缶詰めコーナー



カニカマが16種類程度



スモークサーモンが20種程度



冷凍切り身等のコーナー



HALAL CICOT REPORT 0358 第 1/6 頁

HALAL CICOT REPORT 0358 第 2/6 頁

出所:CICOTへのインタビュー時に受領



【CICOTによるハラール認証時のチェックリスト(参考訳)】 2/4

第5部 製造工程・ハラールシステムとの整合性監査 (製造工程とハラール製品認定審査規定告示(西暦2011年)に基づき審査)	
5.1 事業者は作業手順書を作成しなければならない(第6.1項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2 ハラール標準に基づく衛生に関する基礎プログラム活動 (Pre Requisite Program/GMP)は以下の通り(第6.2項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.1 ハラールシステム製造工程は正しく規定されている(第6.2a項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.2 ハラールシステムにおける分析が行なわれ、危険ポイントが規定されている(第6.2b項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.3 設置場所、作業にあたっての基礎や従業員の簡便性のためのものなど、不浄なものに対する防止標準(第6.2c項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.4 製造工程内の水や氷の管理システム(第6.2d項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.5 清掃、工場の構造物全体、機械と一般の場所の清浄度検査、不良品の処理に対する計画と記録がある(第6.2e～f項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.6 原材料、配合物、薬品、梱包ほか販売者、納入者の参考書類などの購入や購入方法に対する手続きのプロセス(第6.2g項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない

HALAL CICOT REPORT 0358 第 3/6 頁

第5部 製造工程・ハラールシステムとの整合性監査 (製造工程とハラール製品認定審査規定告示(西暦2011年)に基づき審査)	
5.2.7 工場周辺、製造場所、ユーティリティーに対する細菌を媒介する動物の管理計画 (第6.2h項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.8 個人衛生の管理は以下 例(第6.2i項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
- 個人衛生の管理に関わる作業工程(Procedure)がある 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
- 作業者と訪問者の個人衛生に関する記録がある 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
- 食品やパッケージに直接触れる従業員が規則に基づき仕事をしている、もしくは衛生的に仕事をしている 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
- 少なくとも年に一度の健康診断が行なわれている(書類チェック) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
5.2.9 認定のために、関連する他の部署も含め、ハラール食品の製造管理が可能なムスリム従業員がいる(第5.5/6.2/6.7項) 追加記録_____	☐ ある ☐ ない
- 従業員数_____人 外国人従業員_____人 ムスリム従業員_____人 追加記録_____	

HALAL CICOT REPORT 0358 第 4/6 頁

出所:CICOTへのインタビュー時に受領



【CICOTによるハラール認証時のチェックリスト(参考訳)】 3/4

第5部 製造工程・ハラールシステムとの整合性監査 (製造工程とハラール製品認定審査規定告示(西暦2011年)に基づき審査)	
5.2.10 原材料、製造用配合管理工程と保管 例:ハラールシステム審査(第6.7~6.8項)に基づく原材料受け入れ規定、ハラール認定 書検査、原材料受け入れ記録、原材料の(COA) 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.11 ハラール申請(第6.9a~b項)のパッケージ検査も含め、新製品のデザインと開発 のための評価がある 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.12 原材料、パッケージ、製品の保管工程管理がある(第6.10項) 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.13 製造に使用する原材料、構成物の洗浄に関する工程(Procedure)がある(第 6.10項) 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.14 道具、使用、洗浄、保管に関する記録がある(第6.11~6.12項) 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.15 ハラール認定製品の保存と運搬(第6.14項) 追加記録	☐ ある ☐ ない
5.2.16 製品番号の発行、ラベル上の商標使用、パッケージ使用に関する管理(第 6.15~6.16項) 追加記録	☐ ある ☐ ない

HALAL CICOT REPORT 0358 第 5/6 頁

第6部 監査結果	
不具合カ所と改善策についての監査まとめ _____ _____ _____	影響度大 改善策 日数.....日
不具合カ所と対応策についての監査まとめ _____ _____ _____	影響度小 改善策 日数.....日
提言と検討事項 _____ _____ _____	対策期間 日数.....日
改善通知を受けた経営者/代理人 サイン_____ 役職_____ サイン_____ 役職_____	日付/...../.....
監査委員会の意見まとめ _____ _____ _____	☐ 承認すべし ☐ 却下すべし
サイン_____ 監査グループ長 サイン_____ 監査委員 サイン_____ 記録者	日付...../...../.....
審査結果(事務局職員) _____ _____ _____	日付...../...../.....

HALAL CICOT REPORT 0358 第 6/6 頁

出所:CICOTへのインタビュー時に受領



出所: CICOTへのインタビュー時に受領

76

付録

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

日系スーパーA 1/2

取扱品情報(鮮魚、冷凍魚)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
イクラ	-	チルド	パック	北海道	48	1,241	-	48	-
ホタテ	-	チルド	パック	北海道	38.9	1,005	-	38.9	-
塩サバ(フィレ)	わかしお	チルド	パック	銚子で加工	17.16	444	286 g	6	-
メカジキフィ	-	チルド	パック	-	14.65	379	148 g	9.9	-
銀ダラフィレ	-	チルド	パック	-	32	827	160 g	20	-
からすかれい(フィレ)	-	チルド	パック	-	24.11	623	274 g	8.8	-
ニベ類(フィレ)	K-Fish	冷凍	パック	韓国	109	2,817	500 g	21.8	-
サバ(フィレ)	K-Fish	冷凍	パック	韓国	41.5	1,073	1 pcs	41.5	-
塩サバ(フィレ)	K-Fish	冷凍	パック	韓国	18.5	478	1 pcs	18.5	-
イカ	K-Fish	冷凍	パック	韓国	35	905	1 pcs	35	-
ししゃも	-	冷凍	パック	-	7.5	194	170 g	4.41	

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

日系スーパーA 2/2

取扱品情報(缶詰・加工品)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
ツナ缶(通常/マヨネーズ/ ホット&スパイシー、等)	AYAM	缶詰	加工	-	6.9	178	185 g	3.73	CICOT
イワシのトマト煮缶	AYAM	缶詰	加工	-	4.41	114	155 g	2.85	JAKIM
ツナパテ	AYAM	缶詰	加工	-	5.9	152	85 g	6.94	JAKIM
シーチキン	はごろも	缶詰	加工	日本	12.15	314	1 pcs	12.15	-
はごろも煮 まぐろ味付	はごろも	缶詰	加工	日本	12.61	326	1 Pcs	12.61	-
いわし蒲焼	-	缶詰	加工	日本	8.15	211	1 Pcs	8.15	-
ひじきふっくら煮	-	缶詰	加工	日本	12.61	326	1 Pcs	12.61	-
スペシャルカニカマ	紀文	冷蔵	加工	タイ	7.0	181	145 G	4.83	CICOT
フィッシュフィレ	Pacific West	冷凍	フィッシュフライ	-	22.8	589	1 Pcs	22.8	JAKIM
シーフードコンボ	Pacific West	冷凍	フィッシュフライ	-	13.8	357	1 Pcs	13.8	JAKIM
あさりと野菜のパスタソース	はごろも	缶詰	加工	日本	15.79	408	290 g	5.44	-
ふっくら昆布豆	カモ井	真空 パック	加工	日本	11.5	297	1 pcs	11.5	-

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーC 1/2

取扱品情報(鮮魚、冷凍魚)

商品名	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
赤ハタ	チルド	丸ごと	-	89.9	2,324	1 kg	8.99	-
サーモン	チルド	丸ごと	-	79.2	2,047	1 kg	7.92	-
赤フエダイ	チルド	丸ごと	-	45.59	1,178	1 kg	4.56	-
シーバス	チルド	丸ごと	-	32.9	850	1 kg	3.29	-
イカ	チルド	丸ごと	-	34.9	902	1 kg	3.49	-
タイガープラウン	チルド	丸ごと	-	79.9	2,065	1 kg	7.99	-
タイワンガザミ	チルド	丸ごと	-	43.9	1,135	1 kg	4.39	-
スモークサーモン	チルド	切り身	-	16.85	436	1 pcs	16.85	-
イカ	冷凍	セミドレス	日本	14.99	387	200 g	7.5	-
ウナギ	冷凍	切り身	-	37.99	982	180 g	21.11	-
サバ切り身	冷凍	切り身	-	17.4	450	1 枚	17.4	-
ウナギかば焼き	冷凍	切り身	台湾	29.99	775	100 g	29.99	-
サンマかば焼き	冷凍	切り身	台湾	10.99	284	120 g	9.16	-

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーC 2/2

取扱品情報(缶詰・加工品)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
カレーツナ缶	AYAM	缶詰	加工	-	6.68	173	185 g	3.61	JAKIM
チリツナ缶	AYAM	缶詰	加工	-	6.68	173	185 g	3.61	JAKIM
チリツナ缶	Captain Catch	缶詰	加工	-	5.49	142	185 g	2.97	MUI
イワシのトマト煮缶	AYAM	缶詰	加工	-	4.41	114	155 g	2.85	JAKIM
イワシのトマト煮缶	Captain Catch	缶詰	加工	-	2.79	72	155 g	1.8	MUI
サバ缶詰	Waitrose	缶詰	加工	-	12.99	336	122 g	10.65	-
サバのトマト煮	Waitrose	缶詰	加工	-	11.69	302	125 g	9.35	-
海鮮豆腐	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	12.36	319	500 g	2.47	JAKIM
海鮮焼きちくわ	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	10.06	260	450 g	2.24	JAKIM
シーフードナゲット	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	10.89	281	500 g	2.18	JAKIM
かぼちゃ入りフィッシュボール	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	9.37	242	500 g	1.87	JAKIM
野菜入りフィッシュケーキ	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	9.37	242	500 g	1.87	JAKIM
冷凍フィッシュボール	FIGO	冷凍	フィッシュボール	-	15.41	398	1 kg	1.54	JAKIM

※日本円換算は1リンギット＝25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

日系スーパーD 1/2

取扱品情報(鮮魚、冷凍魚)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
ナマズ	-	チルド	丸ごと	-	1.29	33	100 g	1.29	-
イズミダイ	-	チルド	丸ごと	-	2.49	64	100 g	2.49	-
スネークヘッド	-	チルド	丸ごと	-	4.29	111	100 g	4.29	-
牡蠣	-	チルド	丸ごと	-	8.99	232	1 pc	8.99	-
オヒョウ	-	チルド	切り身	-	5.99	155	100 g	5.99	-
ノルウェーサーモン	-	チルド	丸ごと	ノルウェー	8.99	232	100 g	8.99	-
サーモン切り身	-	チルド	切り身	ノルウェー	10.99	284	100 g	10.99	-
サバ	atlantis	冷凍	切り身	ノルウェー	13	336	350 g	3.71	-
オヒョウ	atlantis	冷凍	切り身	-	18.5	478	300 g	6.17	-
ナイルパーチ	fishbay	冷凍	切り身	-	19.9	514	450 g	4.42	-
スモークサーモン	snow club	冷凍	切り身	-	12.9	333	200 g	6.45	CICOT

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

日系スーパーD 2/2

取扱品情報(缶詰・加工品)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
ツナ缶(通常/マヨネーズ/チリ/カレー、等)	Marina	缶詰	加工	タイ	5.75	149	185 g	3.11	CICOT
ツナ缶(ベジタブルオイル入り/塩水入り、等)	TC Boy	缶詰	加工	タイ	6.45	167	180 g	3.58	CICOT
ツナ缶(通常/マヨネーズ/ホット&スパイシー、等)	AYAM	缶詰	加工	-	6.25	162	185 g	3.38	CICOT
フライドフィッシュと黒豆の缶詰	REX	缶詰	加工	マレーシア	3.45	89	150 g	2.3	JAKIM
鯖と黒豆の缶詰(豆豉鯖魚)	Gulong	缶詰	加工	-	6.6	171	227 g	2.91	-
いか味付(醤油味/チリ味、等)	REX	缶詰	加工	-	5.4	140	170 g	3.18	JAKIM
コウイカの缶詰 (醤油味/チリ味)	AYAM	缶詰	加工	-	11.7	302	425 g	2.75	JAKIM
イワシのトマト煮	Marina	缶詰	加工	タイ	3.5	90	155 g	2.26	CICOT
サバトマト煮	Cinta(金杯牌)	缶詰	加工	-	4.15	107	155 g	2.68	-
味付けエビ	Yeo's	缶詰	加工	-	3.69	95	160 g	2.31	JAKIM
スパイシーアンチョビ	adabi	缶詰	加工	-	3.8	98	160 g	2.38	JAKIM

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

※シーフードナゲット等の冷凍食品は確認できなかった

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーE 1/2

取扱品情報(鮮魚、冷凍魚)

商品名	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹 /パック)	ハラール 認証
カマス	チルド	丸ごと	日本	9.8	253	4 pcs	2.45	-
ハタ	チルド	丸ごと	-	59	1,525	1 kg	5.9	-
サーモン	チルド	丸ごと	ノルウェー	75	1,938	1 kg	7.5	-
サンマ	チルド	丸ごと	-	1.99	51	1 pcs	1.99	-
サバ	チルド	丸ごと	-	4.59	119	1 pcs	4.59	-
赤鯛	チルド	丸ごと	-	13.89	359	1 pcs	13.89	-
イカ	チルド	丸ごと	-	25.99	672	1 pcs	25.99	-
冷凍ブラックタイガー	冷凍	ラウンド	-	24.99	646	600 g	4.17	-
冷凍マス	冷凍	セミドレス	-	48.99	1,266	8 pcs	6.12	-
キングサーモン	冷凍	セミドレス	-	8.99	232	1 pcs	8.99	-
ハタ	冷凍	セミドレス	-	40.99	1,059	1 pcs	40.99	-
サーモン切り身	冷凍	切り身	ノルウェー	8.99	232	1 pcs	8.99	-
冷凍マトウダイ切り身	冷凍	切り身	-	9	233	1 kg	0.9	-

※日本円換算は1リンギット＝25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーE 2/2

取扱品情報(缶詰・加工品)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
ツナ缶	TC BOY	缶詰	加工	-	4.89	126	180 g	2.72	CICOT
ツナ缶	TESCO	缶詰	加工	-	4.29	111	185 g	2.32	CICOT
ツナチャンク	TESCO	缶詰	加工	-	11.99	310	555 g	2.16	CICOT
サバ缶詰	AYAM	缶詰	加工	-	4.09	106	155 g	2.64	CICOT
サバトマト煮	TESCO	缶詰	加工	-	9.95	257	300 g	3.32	清真(中国)
イワシのトマト煮	ADABI	缶詰	加工	-	5.75	149	465 g	1.24	JAKIM
フィッシュサンドイッチ	Pacific West	冷凍	加工	-	17.05	441	465 g	3.67	JAKIM
サーモンバーガー	Pacific West	冷凍	加工	-	14.09	364	240 g	5.87	JAKIM
カニカマ	TESCO	冷凍	加工	-	2.65	68	250 g	1.06	Shandong Islamic Association
海鮮豆腐	マッシュルーム	冷凍	加工	-	11.89	307	500 g	2.38	JAKIM
カニカマ	マッシュルーム	冷凍	加工	-	16.95	438	1 kg	1.7	JAKIM
魚餅	マッシュルーム	チルド	フィッシュボール	-	3.5	90	300 g	1.17	JAKIM
海鮮豆腐	-	チルド	フィッシュボール	-	4.8	124	160 g	3	JAKIM

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーF 1/2

取扱品情報(鮮魚、冷凍魚)

商品名	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
シーバス	チルド	丸ごと	-	16.99	439	1 kg	1.7	-
イワシ	チルド	丸ごと	-	12.59	325	1 kg	1.26	-
ブリーム	チルド	丸ごと	-	16.89	437	1 kg	1.69	-
アジ	チルド	丸ごと	-	13.39	346	1 kg	1.34	-
マトウダイ	冷凍	切り身	-	9.8	253	1 kg	0.98	-
イカ	冷凍	セミドレス	-	10.8	279	1 Unit	10.8	-
エビ	冷凍	セミドレス	-	19.4	501	1 kg	1.94	-
イワシ	冷凍	ドレス	ベトナム	8.1	209	1 kg	0.81	-
黒ティラピア	冷凍	ドレス	-	5.3	137	1 kg	0.53	-
ブリーム	冷凍	ドレス	ベトナム	81	2,094	1 kg	8.1	-
イワシ	冷凍	ドレス	-	6.8	176	1 kg	0.68	-

※日本円換算は1リンギット＝25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【クアラルンプールの小売店における水産物等の販売商品の例】

その他のスーパーF 2/2

取扱品情報(缶詰・加工品)

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹/ パック)	ハラール 認証
ツナ缶 サーモンスプレッド	AYAM	缶詰	加工	-	6.09	157	170 g	3.58	CICOT
ツナ缶 スプレッド	AYAM	缶詰	加工	-	6.09	157	185 g	3.29	CICOT
ツナ缶 チャンク	AYAM	缶詰	加工	-	6.39	165	185 g	3.45	CICOT
イワシ缶詰	TLC	缶詰	加工	-	2.99	77	425 g	0.7	清真(中国)
イワシ缶詰	マタハリ	缶詰	加工	-	2.99	77	425 g	0.7	清真(中国)
イワシ缶詰	AYAM	缶詰	加工	-	7.99	207	425 g	1.88	CICOT
サバ缶詰	Du Chef	缶詰	加工	-	2.59	67	155 g	1.67	JAKIM
サバ缶詰	AYAM	缶詰	加工	-	7.99	207	425 g	1.88	JAKIM
コウイカの醤油漬け缶詰	AYAM	缶詰	加工	-	9.96	257	425 g	2.34	JAKIM
イカ缶詰	GOGO MOS	缶詰	加工	-	8.6	222	425 g	2.02	JAKIM
フィッシュボール	AAA	チルド	フィッシュボール	-	2.19	57	1 袋	2.19	JAKIM
フィッシュケーキ	AAA	チルド	フィッシュボール	-	2.19	57	1 個	2.19	JAKIM
海鮮豆腐	-	冷凍	加工	-	9.5	246	500 g	1.9	JAKIM

※日本円換算は1リンギット=25.8円(2017年3月10日のレートを使用)

【(参考)バンコクの小売店における水産物等の販売商品の例】 その他のスーパーG

取扱品情報

商品名	ブランド	状態		産地	価格	日本円 換算	重量	単価 (100g/匹 /パック)	ハラール 認証
ツナ缶	Super Chef	缶詰	加工	-	47.5	154	185 g	25.68	CICOT
イワシのトマト煮	ADABI	缶詰	加工	-	49	159	215 g	22.79	JAKIM
ツナパテ	Nautilus	缶詰	加工	-	34	111	1 pcs	34	-
冷凍イクラ	-	冷凍	パック	-	1222.5	3,973	250 g	489	-
冷凍エビ	Blue Water	冷凍	パック	-	320	1,040	1 pcs	320	-
冷凍イカ	Blue Water	冷凍	パック	-	280	910	1 pcs	280	-
冷凍魚介類の詰め合わせ	-	冷凍	パック	-	699	2,272	1 pcs	699	-
フィッシュスッチック (カニカマ)	大崎水産	冷凍	パック	-	389	1,264	500 g	77.8	-
カニカマ	Umi Aji	冷凍	パック	-	89	289	250 g	35.6	CICOT
フィッシュボール(3種類)	-	冷蔵	パック	-	55	179	200 g	27.5	CICOT
サーモン切り身ロースト	Regal	冷蔵	パック	-	490	1,593	200 g	245	-
スモークサーモン	ST. James	冷蔵	パック	スコットランド	285	926	1 pcs	285	CICOT

※日本円換算は1バーツ＝3.25円(2017年3月10日のレートを使用)